

2022年8月15日

各位

会 社 名 株式会社アイスタイル 代表者名 代表取締役社長 吉松 徹郎 (コード:3660 東証プライム) 問合せ先 取締役 CFO 菅原 敬 (TEL. 03-6161-3660)

Amazon. com, Inc. との業務資本提携及び同社に対する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第24回新株予約権の発行、三井物産株式会社との業務資本提携及び同社に対する第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、トリプルフォー投資事業組合に対する第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに株式会社ワイに対する第25回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2022年8月15日開催の取締役会において、下記のとおり、Amazon.com, Inc. (以下「アマゾン」といいます。)との間で本日付でCapital and Business Alliance Agreement (以下「本業務資本提携契約」といいます。)を締結するとともに、アマゾンに対して第三者割当の方法により第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第1回新株予約権付社債」といいます。)及び第24回新株予約権(以下「第24回新株予約権」といいます。)の発行を行うこと(以下「本第三者割当(アマゾン)」といいます。)について決議いたしました(本業務資本提携契約に基づく業務資本提携及び本第三者割当(アマゾン)を、以下「本業務資本提携(アマゾン)」といいます。)ので、お知らせいたします。

また、当社は、下記のとおり、三井物産株式会社(以下「三井物産」といいます。)との間で本日付で同社との業務提携に関する覚書(以下「本業務提携覚書」といいます。)を締結するとともに、三井物産に対して第三者割当の方法により第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第2回新株予約権付社債」といいます。)の発行を行うこと(以下「本第三者割当(三井物産)」といいます。)について決議いたしました(本業務提携覚書に基づく業務提携及び本第三者割当(三井物産)を、以下「本業務資本提携(三井物産)」といいます。)。

さらに、当社は、下記のとおり、トリプルフォー投資事業組合(以下「トリプルフォー」といいます。)に対して第三者割当の方法により第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第3回新株予約権付社債」といい、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債と併せて、個別に又は総称して、「本新株予約権付社債」といいます。)の発行を行うこと(以下「本第三者割当(トリプルフォー)」といいます。)について決議いたしました。

加えて、当社は、下記のとおり、当社代表取締役社長吉松徹郎の資産管理会社である株式会社ワイ(以下「ワイ」といい、アマゾン、三井物産及びトリプルフォーと併せて「割当予定先」と総称します。)に対して第三者割当により発行される第25回新株予約権(以下「第25回新株予約権」といい、第24回新株予約権と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行(本第三者割当(アマゾン)、本第三者割当(三井物産)及び本第三者割当(トリプルフォー)と併せて、以下「本第三者割当」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

記

- I. 本業務資本提携 (アマゾン)
- 1. 本業務資本提携 (アマゾン) の目的・理由
- (1) 本業務資本提携(アマゾン)及び本第三者割当(アマゾン)に至る経緯及び目的

当社グループは、コスメ・美容の総合サイト「@cosme」を企画・運用しています。まだインターネットが社会に浸透し始める前の黎明期である 1999 年に、「生活者中心の市場の創造」をビジョンに掲げて創業いたしました。当時まだマスメディアを媒介とした企業側からの情報発信が中心だった時代から、いち早く生活者の生の声=「クチコミ」に注目し、生活者同士が生の声を情報交換できる場として、今でも多くの女性に使用されているサービスへ成長しています。

2002年には生活者の購買行動を広げるために EC サイト「@cosme SHOPPING」(当時は「cosme.com」)を開設しました。また、2007年にはインターネット企業としてはいち早く実店舗「@cosme STORE」の運営へ進出し、生活者の声を実際の店舗流通に反映させていくために「ネットとリアルの融合」を実現するために活動しています。特に化粧品は、実際に肌につけるものであることから、実際に商品を手に取って試してみる、ということが商品理解・購入において重要になってきます。EC と実店舗を併用してもらうことにより、生活者に対しより多くの購入機会を提供すると同時に、ブランド側に対して、このメディア・EC・店舗を一体とした基盤を活用しながら、生活者と化粧品ブランドとの出合いを支援するマーケティング・ソリューション事業へと発展する等、美容関連総合サービスを展開してまいりました。

また今までの流通の壁を超えた品揃えを実現した日本最大級の化粧品専門店として「@cosmeTOKYO」を原宿 駅前に 2020 年1月にオープンいたしました。ネットとリアルの融合を進化させていく新しい店舗として注 目を集めています。

現在は、化粧品の情報を中心としたインターネットメディアのユーザー数、化粧品専門 EC 及び化粧品専門 店舗の売上規模は、日本最大級の規模となっております。

2012年の東証マザーズへの上場、そして同年における東証一部への市場変更を機に、Global 事業を強力に進めてまいりました。特に世界の化粧品市場は近年アジアを中心に拡大しており、当社も日本の化粧品及び世界中の生活者の人たちと化粧品との出合いを支援することを目指し、現在では売上高の約12.3%(2022年6月期)をGlobal 事業が占めております。

しかしながら、海外市場における事業成長の可能性拡大のため、Global 事業への投資を進めてきましたが、中国の新EC 法施行に伴う越境EC 市場の競争激化、香港におけるデモ等、環境の急激な変化もあり、海外における不採算事業の規模縮小や撤退を余儀なくされました。そして、2020年6月期第4四半期からは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が、これまで収益の柱であった国内広告事業における顧客予算の保守化による減収や、来店客数減少による店舗事業の低迷といった形で生じています。現在も、化粧品業界は、消費者の購買意欲の低下や、外出自粛による化粧をする機会の減少、インバウンド需要の蒸発等により、依然として先行き不透明な状況が続いています。

財務面におきましては、不採算事業の整理・撤退並びに収益部門の強化に注力しているものの、海外における事業撤退に伴うのれん等の減損等による特別損失の計上や、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴う損失計上により、自己資本比率の低下と、デット・エクイティ・レシオ(DE レシオ)の上昇が生じております。(2022年6月末時点 自己資本比率38.1%、DE レシオ 1.16 倍)

資金面におきましては、2019年10月に借入金返済及び事業拡大にむけた運転資金充当のために実行した、 取引金融機関2行からの長期借入金60億円の一括返済が2022年10月末に予定されております。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

一方で広告媒体のデジタルシフト、EC 販売の強化等 DX を推進していく流れも加速しています。特に化粧品 EC の市場規模の拡大とともに店舗販売のあり方・データの連携など「ネットとリアルの融合」での経験やノウハウが、当社グループには蓄積されており、メディア・EC・店舗を一体化した事業・サービス成長の機会は、増加するものと見込んでおります。また直近においては人流が戻ってきていることに加え、海外旅行者の入国制限も段階的に緩和される等、明るい兆しも見えてきております。今後、メディア、店舗、EC の連携をさらに強化し、販売販促に軸足をおいたソリューションを開発することが不可欠と考えております。また、DX の推進や個人情報保護に関するお客様の関心の高まり等の事業環境に鑑み、IT 基盤の強化、情報セキュリティの強化もますます重要となっており、テクノロジー投資にも資金が必要となります。

このように、インターネットサービスや EC における競争も激化し、競合他社が価格やサービスでの競争を繰り広げるなか、当社がさらに成長するためには、「生活者中心の市場の創造」という当社のビジョンを維持しながら、より生活者への価値を高めるために資金、技術、顧客基盤、ブランド、ネットワークの観点で当社の強みをさらに高めることができるプレーヤーと連携することが不可欠と考えました。

(2) 本業務資本提携 (アマゾン) の理由

本業務資本提携(アマゾン)の相手先であるアマゾンは、「地球上で最もお客様を大切にする企業になること」をビジョンとして掲げており、常にお客様を起点に考え、「地球上で最も豊富な品揃え」をお客様に提供できるよう、Amazon. com や Amazon. co. jp をはじめとする総合オンラインストアを展開するとともに、お客様にとっての利便性向上のため各種サービスを提供しています。また、当社は「生活者中心の市場の創造」をビジョンとして掲げ、お客様のクチコミを中心としたコスメ・美容の総合サイト「@cosme」を運営し、お客様によるクチコミや評価等を反映した品揃えやお店づくりを行うEC・店舗を展開し、オンラインとオフラインを融合した美容関連総合サービスを提供しています。

こうした企業としてのスタンスに加え、お客様への価値提供の在り方やビジネス機会の創出においても通じるところが多いことから、お客様にとってより価値の高いサービスを提供しながら相互のビジネスを成長させていくにあたっての最適なパートナーであると考えたため、アマゾンと本業務資本提携(アマゾン)を実施することで合意しました。

2. 本業務資本提携 (アマゾン) の内容

当社は、アマゾンとの間で本業務資本提携契約を締結し、当該契約に基づく業務資本提携として、アマゾンの子会社であるアマゾンジャパン合同会社(以下「アマゾンジャパン」といいます。)との間で大要以下の施策を進めて行く予定です。

業務資本提携を通じて、アマゾンジャパンと当社は、Amazon. co. jp を中心としてアマゾンジャパンが販売事業者様向けに日本国内で提供している各種サービスやテクノロジーと、当社が展開するコスメ・美容に特化したクチコミ・品揃え・店舗づくりの知見を活用し、コスメ・美容関連のお買い物における利便性やお客様の満足度をさらに向上していくことを目指します。

業務資本提携における具体的な取り組みの一つとして、Amazon. co. jp 上において「@cosme SHOPPING」(仮称)のストアをオープンする予定です。当ストアでは、Amazon. co. jp のアカウントをお持ちの全てのお客様に対して、「@cosme SHOPPING」の特長である、コスメ・美容に関する様々な情報提供、及び幅広いブランド・多彩なカテゴリーでの化粧品販売を展開していく予定です。

今後は、さらに魅力的なお買い物体験をお客様に提供できるよう、Amazon. co. jp 上の「@cosme SHOPPING」 (仮称) と当社のオンライン及びオフラインの各種施策における連携等も検討してまいります。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

îstyle

なお、本業務資本提携(アマゾン)のうち本第三者割当(アマゾン)の内容については、下記「Ⅲ.本第三者割当」をご参照ください。

3. 本業務資本提携 (アマゾン) の相手先の概要

(別途日付を明記するものを除き、2021年12月31日現在)

1	名称	Amazon. com, Inc.
2	所 在 地	410 Terry Avenue North, Seattle, Washington, USA 98109
3	代表者の役職・氏名	Andrew R. Jassy, CEO
4	事 業 内 容	持株会社・親会社
(5)	資 本 金	55,538 百万米ドル (7,477,081 百万円)
6	設 立 年 月 日	1996年5月28日
7	発行済普通株式総数	508, 623, 592 株(自己株式を除く。2022 年 2 月 22 日現在)
8	決 算 期	12月31日
9	従 業 員 数	約 1,608,000 人 (フルタイム・パートタイム含む)
10	主 要 取 引 先	該当事項はありません。
(1)	主要取引銀行	多数
12	大株主及び持株比率	Jeffrey P. Bezos 12.7% (2022年2月22日現在)
(13)	当事会社間の関係	
		当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
	資 本 関 係	また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会
		社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
		当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
	人 的 関 係	また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会
		社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
		当社の関係会社である株式会社アイスタイルリテールは、当該会
		社及びその関係会社の提供する Amazon. co. jp ウェブサイトにおけるサードパーティー・セラーとして登録されています(ただし、
	 取 引 関 係	現在では当該ウェブサイトにおける商品販売は行われていませ
		$ \lambda_{\circ}\rangle_{\circ}$
		また、当社は、当該会社及びその関係会社の提供する AWS 及び
		Amazon DSP の各サービスを利用しています。
	 関連当事者への	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会
	該当状況	社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しませ
		λ ₀
14)		ド財政状態(単位:百万米ドル。1株当たりの項目を除きます。)
決	算 期	2019年12月期 2020年12月期 2021年12月期
		62, 060 93, 404 138, 245
連結	株主資本合計	(8, 355, 138) (12, 574, 981) (18, 611, 924)
		百万円) 百万円) 百万円)

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

					225, 248	321, 195	420, 549
連	連結	総	総 資	産	(30, 325, 138)	(43, 242, 483	(56, 618, 512
					百万円)	百万円)	百万円)
					280, 522	386, 064	469, 822
連	結	売	上	高	(37, 766, 677)	(51, 975, 796	(63, 252, 136
					百万円)	百万円)	百万円)
		営 業	営業利益	利 益	14, 541	22, 899	24, 879
連	結				(1, 957, 655	(3, 082, 892	(3, 349, 460
					百万円)	百万円)	百万円)
					11,588	21, 331	33, 364
連	結	結 純 利	純 利 益	(1, 560, 092	(2, 871, 793	(4, 491, 795	
					百万円)	百万円)	百万円)
#	→ AA -	1 1/1 1/1 3	き りき	±ι) Υ	23.46 米ドル	42.64 米ドル	65.96 米ドル
基	本 的	1 株 当 た		利益	(3, 158. 42 円)	(5,740.62円)	(8,880.19円)

- ※1 上記⑤(資本金)には、割当予定先の開示済みの財務情報に基づく「Additional Paid in Capital」の額を記載しております。
- ※2 上記⑫ (大株主及び持株比率) には、普通株式の実質的所有者 (beneficial ownership) の情報を記載しております。また、Bezos 氏の保有割合には、Bezos 氏が単独議決権 (sole voting power) を有するが処分権限 (investment power) を有しない 14,655,736 株を含みます。
- ※3 上記⑤ (資本金) 及び⑭ (最近3年間の経営成績及び財政状態) における日本円換算にかかる表記は、2022 年7月29日の円・米ドル為替の仲値1米ドル=134.63円で換算したものです。
- ※4 上記⑭(最近3年間の経営成績及び財政状態)の情報は、アマゾンの米国における一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成された、開示済みの財務情報(2021年12月31日現在)を基に、当該開示済み財務情報の範囲でのみ記載しております。
- ※5 当社は、アマゾンについて、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー(東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役社長:荒川一枝)に調査を依頼し、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地調査を行ったとの報告を受けております。

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が 無い旨の調査報告書を 2022 年 8 月 2 日付で受領しております。

したがって、当社は、アマゾンが暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に対して、アマゾンが反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

4. 本業務資本提携(アマゾン)の日程

(1)	取締役会決議日	2022年8月15日
(2)	本業務資本提携契約の締結日	2022年8月15日
(3)	本業務資本提携 (アマゾン) の	本第三者割当(アマゾン)の払込日までに別途当社及びアマゾ

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



	開始日	ンが合意した日
(4)	本第三者割当(アマゾン)の払	2022年9月6日 (予定)
	込日	2022 午 9 月 0 日 (予定)

5. 今後の見通し

本業務資本提携(アマゾン)が当社の業績に与える影響につきましては現時点で未定であり、今後開示すべき重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には速やかに開示いたします。

Ⅱ. 本業務資本提携(三井物産)

- 1. 本業務資本提携(三井物産)の目的・理由
- (1) 本業務資本提携(三井物産)及び本第三者割当(三井物産)に至る経緯及び目的

上記「I.本業務資本提携(アマゾン) 1.本業務資本提携(アマゾン)の目的・理由 (1)本業務資本提携(アマゾン)及び本第三者割当(アマゾン)に至る経緯及び目的」のとおり、「生活者中心の市場の創造」という当社のビジョンを実現するにあたり、より生活者への価値を高めるためにも資金、技術、顧客基盤、ブランド、ネットワークの観点で当社の強みをさらに高めることができるグローバルプレーヤーと連携することが不可欠と考えております。このような観点から、海外も含め幅広い分野にて事業を展開する三井物産と業務資本提携することで、同社のネットワークや知見を活用することが可能となり、今後の当社の事業成長において多くのメリットをもたらすと判断いたしました。

(2) 本業務資本提携 (三井物産) の理由

三井物産は、同社流通事業本部において、EC や店舗を中心としたリテール分野、商品開発分野、物流分野での投資及びビジネス構築を推進し、国内のみならずアジア始めグローバルにネットワークを持っています。また、世界各地において中間層の拡大やライフスタイルの変化による消費構造の変化がある中、マーケット及び消費者起点でのビジネス構築に取り組んでいます。当社といたしましては、EC や店舗事業におけるサプライチェーン構築や Global 事業におけるパートナー発掘等、幅広い分野において、三井物産のネットワークや、製品・流通、リテール分野での取り組みに基づく知見を活用することが期待できると判断し、三井物産を業務資本提携の相手方として選定しました。

2. 本業務資本提携 (三井物産) の内容

三井物産及び当社は、当社の国内及びGlobal事業の拡大をめざし、三井物産は当社に対して具体的に以下のような支援を行うことを合意しております。

- ① 当社 Global 事業に於けるパートナーの発掘、紹介等のほか、各国経済情報、市場情報、企業情報に基づく支援全般
- ② 国内流通事業における課題解決やEC・店舗開発等における支援
- ③ その他当社及び三井物産が合意する提携業務

なお、本業務資本提携(三井物産)のうち本第三者割当(三井物産)の内容については、下記「Ⅲ.本第 三者割当」をご参照ください。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



3. 本業務資本提携 (三井物産) の相手先の概要

(2022年3月31日現在)

		(2022 + 9)1 (72 11 /2 122/
1	名称	三井物産株式会社	
2	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	
3	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 堀健一	
4		金属資源、エネルギー、プロジェクト、モビリティ、化	/学品、鉄
		鋼製品、食料、流通事業、ウェルネス事業、ICT 事業、	コーポレ
	 事 業 内 容	ートディベロップメントの各分野において、全世界に反	ぶがる営業
		拠点とネットワーク、情報力等を活かし、多種多様な商	5品販売と
		それを支えるロジスティクス、ファイナンス、さらには	は国際的な
		プロジェクト案件の構築等、各種事業を多角的に展開	
5	資 本 金	342, 383, 728, 984 円	
6	設 立 年 月 日	1947年7月25日	
7	発 行 済 株 式 総 数	1, 642, 355, 644 株	
8	決 算 期	3月31日	
9	従 業 員 数	5,494 人(連結従業員数 44,336 人)	
10	主 要 取 引 先	(非公表)	
11)	 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友信	言託銀行、
	工女以介或有	国際協力銀行	_
12	大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	17.11%
		株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5.71%
		ユーロクリアー バンク エスエイ エヌブイ	5. 55%
		(常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	0.0070
		日本生命保険相互会社	2.18%
		ステート ストリート バンク ウェスト クライア	
		ント トリーティー 505234	1.60%
		(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	
		株式会社三井住友銀行	1.59%
		JP モルガン証券株式会社	1.28%
		バークレイズ証券株式会社	1. 27%
		ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	1. 25%
		(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	·
		三井住友海上火災保険株式会社	1.05%
13	当事会社間の関係		
		当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はあり	•
	資 本 関 係	また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及	なび関係会
		社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	
		当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はあり	-
	人 的 関 係	また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及	な関係会
		社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



				当社と当該会社との間]には、記載すべき取引	関係はありません。
	取 引	関	係	また、当社の関係者お	および関係会社と当該会	社の関係者および関
				係会社との間には、特	F筆すべき取引関係はあ	りません。
	111 /# W	± ₹.	•	当該会社は、当社の関	連当事者には該当しま	せん。また、当該会
	関連当		Ø	社の関係者及び関係会	社は、当社の関連当事	者には該当しませ
	該当	状	況	λ_{\circ}		
(13)	最近3年間	間の経営成績	責及し	· 財政状態(単位:百万	円。特記しているもの	を除きます。)
決	算		期	20年3月期	21年3月期	22年3月期
親会社の	の所有者に	帰属する丼	寺分	3, 817, 677	4, 570, 420	5, 605, 205
連	結 総	資	産	11, 806, 292	12, 515, 845	14, 923, 290
1株当た	り親会社所有	有者帰属持分	〉(円	2, 235. 83	2, 739. 28	3, 501. 21
連	結	収	益	8, 484, 130	8, 010, 235	11, 757, 559
連結	売 上	総利	益	839, 423	811, 465	1, 141, 371
親会社	の所有者	に帰属す	- る	001 510	225 450	914, 722
当	期 純	利	益	391, 513	335, 458	
基本的1	L株当たり追	車結当期純和	刊益	000 10	100,00	561. 61
(親会社	土の所有者に	こ帰属) (F	月)	226. 13	199. 28	
1 株 当	たり配	当金(円)	80	85	105

※ 当社は、割当予定先である三井物産は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、三井物産が東京証券取引所に提出した 2022 年 6 月 22 日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、三井物産及びその役員又は主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)でないこと並びに特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

4. 本業務資本提携 (三井物産) の日程

(1)	取締役会決議日	2022年8月15日
(2)	本引受契約(三井物産)及び本	2022 年 8 月 15 日
	業務提携覚書の締結日	2022 午 8 月 15 日
(3)	本業務資本提携 (三井物産) の	2022年9月6日 (予定)
	開始日	2022 午 9 月 0 日 (予定)
(4)	本第三者割当(三井物産)の払	2022年9月6日 (予定)
	込日	2022 午 8 月 0 日 (子足)

5. 今後の見通し

本業務資本提携(三井物産)が当社の業績に与える影響につきましては現時点で未定であり、今後開示すべき重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には速やかに開示いたします。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



Ⅲ. 本第三者割当

1. 募集の概要

第1回新株予約権付社債

(1)	払 込 期 日	2022年9月6日
(2)	新株予約権の総数	10 個
(3)	社債及び新株予約権	新株予約権付社債:額面100円につき金100円新株予約権:新株予約権
	の 発 行 価 額	と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4)	当該発行による 潜 在 株 式 数	9, 541, 984 株
(5)	調達資金の額	2, 500, 000, 000 円
(6)	転 換 価 額	1株当たり 262 円
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によってアマゾンへ割当てます。
(8)	そ の 他	当社は、アマゾンとの間で、本日付で、本業務資本提携契約を締結する
		予定です。本業務資本提携契約においては、以下の内容が定められる予
		定です。
		(1)第1回新株予約権付社債の第三者割当に係るアマゾンによる払込
		みは、大要以下の前提条件が充足されることを条件とする。
		① 当社とアマゾンジャパンとの間でCommercial Agreement が締
		結され、有効に存続していること
		② 本業務資本提携契約に定める当社の表明保証が重要な点にお
		いて真実かつ正確であること
		③ 当社が本業務資本提携契約に定める重要な義務に違反してい
		ないこと
		④ 本業務資本提携契約によって企図された取引について、差止
		命令等はなされておらず、当社の知る限り、そのおそれもない
		こと
		⑤ 当社が本第三者割当(アマゾン)に関する有価証券届出書を提
		出し、その効力が発生していること
		⑥ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと
		⑦ 第1回新株予約権社債の発行要項に記載する転換価額の調整
		を要する事由が発生していないこと
		⑧ 三井物産が第2回新株予約権付社債の第三者割当に係る払込
		を契約上義務付けられていること
		⑨ トリプルフォーが第3回新株予約権付社債の第三者割当に係
		る払込を契約上義務付けられていること
		⑩ 当社が株式会社赤坂国際会計から本業務資本提携契約締結日
		付の第1回新株予約権付社債の評価報告書を取得し、アマゾ
		ンがその写しを受領していること
		① 当社がアマゾンに対し、署名権者によって署名済みの、上記①

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

istyle

乃至⑩を証する証明書を交付していること
(2)三井物産が第2回新株予約権付社債の第三者割当に係る払込を行
わなかった場合、又はトリプルフォーが第3回新株予約権付社債の
第三者割当に係る払込を行わなかった場合、アマゾンの要求に応じ
て、当社は、アマゾンから、第1回新株予約権付社債及び第24回
新株予約権のすべてを払込金額に相当する価格で買い戻す。
(3) 第1回新株予約権付社債及び第24回新株予約権の譲渡の際に当
社の承認が必要である。ただし、アマゾンは、当社の承認を得るこ
となく第1回新株予約権付社債及び第24回新株予約権の全部をそ
のグループ会社に譲渡することができ、かかる場合、当該譲受人は、
本業務資本提携契約上のアマゾンの権利義務の一切を承継する。

第24回新株予約権

	17水 1 水37座	
(1)	割 当 日	2022年9月6日
(2)	新株予約権の総数	436, 047 個
(3)	発 行 価 額	総額 113,808,267 円(第 24 回新株予約権 1 個当たり 261 円)
(4)	当該発行による	 43,604,700 株(第 24 回新株予約権 1 個当たり 100 株)
(5)	潜在株式数	11 500 000 cc7 III
(5)	調達資金の額	11,538,239,667円
		(内訳) 第 24 回新株予約権発行分 113,808,267 円
()		第 24 回新株予約権行使分 11,424,431,400 円
(6)	行使価額及び行使期	1 株当たり 262 円
	間	2022年9月7日から2027年9月6日
(7)	募集又は割当方法	 第三者割当の方法によってアマゾンへ割当てます。
	(割当予定先)	Wind the state of
(8)	そ の 他	当社は、アマゾンとの間で、本日付で、本業務資本提携契約を締結する
		予定です。本業務資本提携契約においては、以下の内容が定められる予
		定です。
		(1)第24回新株予約権の第三者割当に係るアマゾンによる払込みは、
		大要以下の前提条件が充足されることを条件とする。
		① 当社とアマゾンジャパンとの間でCommercial Agreement が締
		結され、有効に存続していること
		② 本業務資本提携契約に定める当社の表明保証が重要な点にお
		いて真実かつ正確であること
		③ 当社が本業務資本提携契約に定める重要な義務に違反してい
		ないこと
		④ 本業務資本提携契約によって企図された取引について、差止
		命令等はなされておらず、当社の知る限り、そのおそれもない
		こと
		⑤ 当社が本第三者割当(アマゾン)に関する有価証券届出書を提
		出し、その効力が発生していること

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ⑥ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと (7) 第1回新株予約権社債の発行要項に記載する転換価額の調整 を要する事由が発生していないこと ⑧ 三井物産が第2回新株予約権付社債の第三者割当に係る払込 を契約上義務付けられていること ⑨ トリプルフォーが第3回新株予約権付社債の第三者割当に係 る払込を契約上義務付けられていること ⑩ 当社が株式会社赤坂国際会計から本業務資本提携契約締結日 付の第1回新株予約権付社債の評価報告書を取得し、アマゾ ンがその写しを受領していること Ⅲ 当社がアマゾンに対し、署名権者によって署名済みの、上記① 乃至⑩を証する証明書を交付していること (2)三井物産が第2回新株予約権付社債の第三者割当に係る払込を行 わなかった場合、又はトリプルフォーが第3回新株予約権付社債の 第三者割当に係る払込を行わなかった場合、アマゾンの要求に応じ て、当社は、アマゾンから、第1回新株予約権付社債及び第24回 新株予約権のすべてを払込金額に相当する価格で買い戻す。 (3) 第1回新株予約権付社債及び第24回新株予約権の譲渡の際に当 社の承認が必要である。ただし、アマゾンは、当社の承認を得るこ となく第1回新株予約権付社債及び第24回新株予約権の全部をそ のグループ会社に譲渡することができ、かかる場合、当該譲受人は、 本業務資本提携契約上のアマゾンの権利義務の一切を承継する。
- (注) 調達資金の額は、第 24 回新株予約権の発行価額の総額に第 24 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額であり、差引手取概算額は、資金調達の額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。第 24 回新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、第 24 回新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第 24 回新株予約権を消却した場合、資金調達の額及び差引手取概算額は減少します。

第2回新株予約権付社債

	70-11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/			
(1)	払 込 期 日	2022年9月6日		
(2)	新株予約権の総数	6個		
(3)	社債及び新株予約権	新株予約権付社債:額面 100 円につき金 100 円新株予約権:新株予約権		
	の 発 行 価 額	と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。		
(4)	当該発行による	5, 725, 190 株		
	潜在株式数	5, 725, 190 秋		
(5)	調達資金の額	1,500,000,000円		
(6)	転 換 価 額	1株当たり 262円		
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によって三井物産へ割当てます。		
	(割当予定先)	第二日削ヨツガ伝により (二井初座へ削ヨ (より。		
(8)	そ の 他	当社は、三井物産との間で、本日付で、引受契約(以下「本引受契約(三		
		井物産)」といいます。)を締結する予定です。本引受契約(三井物産)		

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

においては、以下の内容が定められる予定です。

- (1)第2回新株予約権付社債の第三者割当に係る三井物産による払込みは、大要以下の前提条件が充足されることを条件とする。
 - ① 本引受契約 (三井物産) に定める当社の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること
 - ② 当社が、本引受契約(三井物産)に基づき履行又は遵守すべき義務を重要な点において全て履行又は遵守していること
 - ③ 第2回新株予約権付社債の発行に係る有価証券届出書の効力が発生し、その効力が停止していないこと
 - ④ 法令等に基づき必要とされる許認可等の取得及び届出等が完 了しており、司法・行政機関等により、第2回新株予約権付 社債の発行等を妨げる措置又は手続がとられていないこと
 - ⑤ 当社の定款その他の内部規則上必要となる一切の手続が全て 適法かつ適正に実行されていること
 - ⑥ 第2回新株予約権付社債の発行につき、発行差止めの仮処分の申立てその他の法的手続が係属しておらず、当社の知り得る限り、それらの手続が開始されることが合理的に認められる具体的な事実も生じていないこと
 - ⑦ 当社が株式会社赤坂国際会計から本引受契約(三井物産)締結日付の第2回新株予約権付社債の評価報告書を取得し、三井物産がその写しを受領していること
 - ⑧ 当社が、三井物産に対し、第2回新株予約権付社債の発行に 係る目論見書等を交付していること
 - ⑨ 発行会社及びその子会社によって構成される企業集団に重大 な悪影響が生じていないこと
 - ⑩ 東京証券取引所において、当社の普通株式が上場されており、当社の普通株式について取引停止処分又は重大な取引制限がされていないこと
 - ① 第2回新株予約権付社債発行要項に記載する転換価額の調整 を要する事由が発生していないこと
 - ② 本業務資本提携契約並びに当社及びアマゾンジャパンとの間で本業務資本提携契約に従い締結予定の Commercial Agreement (以下「アマゾン関連契約」と総称する。)が全ての当事者により適法に締結され、有効に存続しており、かつ、アマゾン関連契約に基づく、アマゾンによる第1回新株予約権付社債及び第24回新株予約権の引受けがクロージング日に行われることが合理的に見込まれていること
 - ③ 本業務提携覚書が適法に締結され、変更されることなく有効 に存続していること

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

第3回新株予約権付社債

弗3凹和	株予約権付社債		
(1)	払 込 期 日	2022年9月6日	
(2)	新株予約権の総数	4個	
(3)	社債及び新株予約権	新株予約権付社債:額面 100 円につき金 100 円新株予約権:新株予約権	
	の 発 行 価 額	と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。	
(4)	当該発行による	3,816,793 株	
	潜在株式数	0, 010, 100 pk	
(5)	調達資金の額	1,000,000,000 円	
(6)	転 換 価 額	1株当たり 262 円	
(7)	募集又は割当方法	 第三者割当の方法によってトリプルフォーへ割当てます。	
	(割当予定先)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(8)	そ の 他	当社は、トリプルフォーとの間で、本日付で、引受契約(以下「本引受	
		契約(トリプルフォー)」といいます。)を締結する予定です。本引受契	
		約においては、以下の内容が定められる予定です。	
		(1)第3回新株予約権付社債の第三者割当に係るトリプルフォーによ	
		る払込みは、大要以下の前提条件が充足されることを条件とする。	
		① 本引受契約(トリプルフォー)に定める当社の表明保証が重	
		要な点において真実かつ正確であること	
		② 当社が、本引受契約(トリプルフォー)に基づき履行又は遵	
		守すべき義務を重要な点において全て履行又は遵守している	
		こと	
		③ 第3回新株予約権付社債の発行に係る有価証券届出書の効力	
		が発生し、その効力が停止していないこと	
		④ 法令等に基づき必要とされる許認可等の取得及び届出等が完	
		了しており、司法・行政機関等により、第3回新株予約権付	
		社債の発行等を妨げる措置又は手続がとられていないこと	
		⑤ 当社の定款その他の内部規則上必要となる一切の手続が全て	
		適法かつ適正に実行されていること	
		⑥ 第3回新株予約権付社債の発行につき、発行差止めの仮処分	
		の申立てその他の法的手続が係属しておらず、当社の知り得	
		る限り、それらの手続が開始されることが合理的に認められ	
		る具体的な事実も生じていないこと	
		(7) 当社が株式会社赤坂国際会計から本引受契約(トリプルフォ	
		一)締結日付の第3回新株予約権付社債の評価報告書を取得	
		し、トリプルフォーがその写しを受領していること	
		⑧ 当社が、トリプルフォーに対し、第3回新株予約権付社債の	
		発行に係る目論見書等を交付していること	
		第 発行会社及びその子会社によって構成される企業集団に重大	
		な悪影響が生じていないこと	
		⑩ 東京証券取引所において、当社の普通株式が上場されてお	
L			

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。 本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づ

îstyle

	り、当社の普通株式について取引停止処分又は重大な取引制
	限がされていないこと
11)	第3回新株予約権付社債発行要項に記載する転換価額の調整
	を要する事由が発生していないこと

第25回新株予約権

第 25 回新	↑木 丁²ポリ↑隹			
(1)	割 当 日	2022年9月6日		
(2)	新株予約権の総数	70,000 個		
(3)	発 行 価 額	総額 18,270,000 円 (第 25 回新株予約権 1 個当たり 261 円)		
(4)	当該発行による 潜 在 株 式 数	7,000,000株(新株予約権1個につき 100株)		
(5)	調達資金の額	1,852,270,000 円(内訳)第25回新株予約権の発行による調達額:18,270,000 円第25回新株予約権の行使による調達額:1,834,000,000 円		
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 期 間	1株につき 262円(固定) 2022年9月7日から 2027年9月6日		
(7)	募集または割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によってワイへ割当てます。		
(8)	その他	当社は、ワイとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権買取契約(以下「本引受契約(ワイ)」といいます。)を締結する予定です。 本引受契約(ワイ)においては、以下の内容が定められる予定です。 (1)第25回新株予約権の第三者割当に係るワイによる払込みは、大要以下の前提条件が充足されることを条件とする。 ① 本引受契約(ワイ)に定める当社の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること ② 当社が、本引受契約(ワイ)に基づき履行又は遵守すべき義務を重要な点において全て履行又は遵守していること ③ 第25回新株予約権の発行に係る有価証券届出書の効力が発生し、その効力が停止していないこと ④ 法令等に基づき必要とされる許認可等の取得及び届出等が完了しており、司法・行政機関等により、第25回新株予約権の発行等を妨げる措置又は手続がとられていないこと ⑤ 当社の定款その他の内部規則上必要となる一切の手続が全て適法かつ適正に実行されていること ⑥ 第25回新株予約権の発行につき、発行差止めの仮処分の申立てその他の法的手続が係属しておらず、当社の知り得る限り、それらの手続が開始されることが合理的に認められる具体的な事実も生じていないこと ⑦ 当社が株式会社赤坂国際会計から本引受契約(ワイ)締結日		

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

。 Istyle

- 付の第25回新株予約権の評価報告書を取得し、ワイがその写 しを受領していること
- ® 発行会社及びその子会社によって構成される企業集団に重大 な悪影響が生じていないこと
- ⑨ 東京証券取引所において、当社の普通株式が上場されており、当社の普通株式について取引停止処分又は重大な取引制限がされていないこと
- ⑩ 第 25 回新株予約権発行要項に記載する行使価額の調整を要する事由が発生していないこと
- (注) 調達資金の額は、第25回新株予約権の発行価額の総額に第25回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額であり、差引手取概算額は、調達資金の額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。第25回新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、資金調達の額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

上記「I. 本業務資本提携(アマゾン) 1. 本業務資本提携(アマゾン)の目的・理由 (1) 本業務資本提携(アマゾン)及び本第三者割当(アマゾン)に至る経緯及び目的」に記載のとおり、取引金融機関 2行からの長期借入金60億円の一括返済が2022年10月末に予定される一方で、IT基盤の強化や情報セキュリティの強化のためのテクノロジー投資の重要性が増している事業環境のもと、当社としましては長期借入金の一括返済資金を確保するとともに、かかる返済後も積極的かつ機動的な事業投資を行っていくための資本増強と財務基盤確保のための資金調達が必要であり、このような状況に応じた資金調達方法として、発行時に一定の資金を調達できる新株予約権付社債と、事業の進捗に応じて必要な資金調達が可能という柔軟性を有する新株予約権の組み合わせによる資金調達を行うことが最適と考えております。アマゾンとは2020年12月に当社との潜在的な協業の機会の検討を開始し、その後、潜在的な協業の在り方を検討する中で業務資本提携の可能性についても検討を行うに至りました。そのような中、業務提携の協議・検討を通じ当社グループの事業に理解を有するアマゾンから、本業務資本提携(アマゾン)とあわせて新株予約権付社債及び新株予約権の引受の申し出があったことから、アマゾンを割当予定先に選定いたしました。

同様に、業務提携の協議・検討を通じ当社グループの事業に理解を有する三井物産に対して、2022 年 4 月 に当社より業務資本提携の申し出を行い、三井物産を割当予定先に選定いたしました。

さらに、当社としましては、本第三者割当(アマゾン)及び本第三者割当(三井物産)による資金調達を 考慮しても新株予約権付社債及び新株予約権の双方による追加的な資金調達が必要と考えており、更なる資 金調達を検討する中で、2022年7月、トリプルフォーの出資者である個人投資家が当社代表取締役吉松徹郎 と知人であることを端緒として吉松徹郎より紹介を受け、トリプルフォーから新株予約権付社債の引受の申 し出があり、検討した結果、発行時に一定の資金を調達できる新株予約権付社債による資金調達を行うこと が最適と判断し、トリプルフォーを割当予定先に選定いたしました。また、2022年4月、柔軟かつ機動的に 資金調達が可能になる行使条件のついた新株予約権について、当社代表取締役吉松徹郎から、同氏の資産管 理会社であるワイにて引受の申し出があり、検討した結果、新株予約権の割当先として最適と判断し割当予 定先に選定いたしました。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

。 Istyle

<新株予約権付社債及び新株予約権による資金調達を選択する理由>

当社では、事業拡大のための資金確保を目的とし、間接金融・直接金融を含めた複数の資金調達計画を検討いたしました。かかる検討において、当社は、下記①及び②に記載する本新株予約権付社債及び本新株予約権の特質を考慮した結果、発行時に一定の資金を調達できる新株予約権付社債と、事業の進捗に応じて必要な資金調達が可能という柔軟性を有する新株予約権の組み合わせによる資金調達を行うことが当社の資金需要(2022 年 10 月末に予定される長期借入金の一括返済資金を確保するとともに、かかる返済後も積極的かつ機動的な事業投資を行っていくための資本増強と財務基盤確保のための資金調達が必要であること)に鑑み最適と判断いたしました。

なお、本新株予約権付社債は割当予定先ごとに異なる回号を発行することとしておりますが、各回号の本 新株予約権付社債の募集要項について特筆すべき差異はありません。また、本新株予約権についても、同様 に割当予定先ごとに異なる回号を発行することとしておりますが、第 25 回新株予約権に取得条項(第 25 回 新株予約権の割当日以降、当社が、第 25 回新株予約権1個につき、第 25 回新株予約権1個当たりの払込価 額と同額で、新株予約権者の保有する第 25 回新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得 条項)が付されている点を除き、各回号の本新株予約権の募集要項について特筆すべき差異はありません。 なお、各回号の本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集要項については、別紙1万至5をご参照くださ い。

① 他の資金調達方法との比較

- (i) 一般に公募ないし第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいこと。 また、株主割当及びライツオファリングは、必要資金を確保する面において不確実性が高いこと。
- (ii) 新株予約権のみに限定した資金調達の場合は、発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向に より当初想定していた資金調達ができない、又は、実際の調達金額が当初想定されている金額を 下回る可能性があること。
- (iii) 転換社債型新株予約権付社債のみに限定した資金調達の場合は、事業の進捗に応じて必要な資金 調達を行うという柔軟性を十分に確保することが困難になること。
- (iv) 金融機関からの借入れの場合、金利及び手数料の負担や返済を考慮した事業計画の推進等の各種 制約が伴うというデメリットが想定される一方、本新株予約権付社債には金利が付されておらず、 新株予約権による資金調達ではこれらのデメリットを回避できること。
- (v) 本新株予約権付社債及び本新株予約権は、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、転換価額・行使価額及び対象株式数の双方が固定されることから、発行後の株価動向によって想定外の希薄化が進行するおそれがなく、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっていること。
- (vi) 普通社債・劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、 今後の借入れ余地が縮小する可能性があること。また、満期時(あるいは早期償還時)に返済の ための資金を準備する必要があり、株価上昇時に機動的に資本増強を図ることができる新株予約 権付社債と比較して、当社としての財務負担が大きくなる可能性があること。
- (vii) 第 25 回新株予約権については、第 25 回新株予約権に当社のコール・オプション (割当後当社取締役会の決議に基づき、2 週間前の事前通知により新株予約権をワイから取得できるとの条件)を付すことで、より望ましい資金調達手段が利用可能となったときにはコール・オプションを行使し、当該他の資金調達手段への切り替えを実行できること。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は 69,688,667 株 となり、発行済株式の総数である 74,146,800 株を分母とする希薄化率は 94.0%となる見込みです。

上記のとおり、本新株予約権付社債の転換価額は原則として固定されていることから、その対象株式数も合計 19,083,967 株で固定されており、また、本新株予約権の対象株式数についても、発行当初から新株予約権 1 個につき 100 株、合計 50,604,700 株で固定されています。そのため、将来的な市場株価の変動によっても潜在株式数が変動することはありません。

② 本スキームの特徴

本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

- (i) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の対象となる株式数は原則 69,688,667 株に固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行される可能性があるため、本第三者割当による資金調達がもたらす希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。これにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。
- (ii) 本新株予約権付社債の発行により、当社は本新株予約権付社債の払込日において、総額50億円の 資金調達が可能となります。当該社債は無担保であり、当社は下記「(2)調達する資金の具体的 な使途」記載の計画に応じて、当該資金を自由に用いることができ、結果として企業価値の向上 を迅速かつ確実に達成することができるものと考えております。
- (iii) ワイは、行使によって取得した株式の保有に関する基本方針として、長期間保有する意思を有しているため、第25回新株予約権に関して、権利行使により取得された株式は、市場で売却されにくく、市場株価の下落を招く可能性が低いと考えております。
- (iv) 第 25 回新株予約権については、株価が上昇し、第 25 回新株予約権よりも多額の資金調達が可能 あるいは希薄化率を抑えることにより効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オ プションを行使することで、有利あるいは効果的な調達方法を選択し実行することができます。
- (v) 第 25 回新株予約権については、株価が行使価額を下回っている状況において、第 25 回新株予約権が行使される可能性が著しく低い場合においては、当社はコール・オプションを行使し、第 25 回新株予約権を取得し、希薄化を抑制することができます。
- (vi) 第 25 回新株予約権については、一定の条件(5連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券 取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額を超過した場 合)を満たした場合には、当社の行使指示により第 25 回新株予約権者に対して行使請求すること を促すことができるため、一定程度資金調達の確実性が担保されています。

[デメリット]

- (i) 本新株予約権付社債の転換価額は原則 262 円に固定されているため、株価がこの水準を上回って 推移するような場合でも、潜在株式数が減少することはありません。
- (ii) 本新株予約権付社債の転換価額は原則 262 円に固定されており、株価がこの水準を下回って推移 するような場合、本新株予約権の行使が進まず、資金調達額が減少する可能性や、本新株予約権 付社債の転換が進まず、社債として償還するための資金調達が必要となる可能性があります。
- (iii) 本新株予約権付社債の発行により、当社は資金調達が可能となる一方で負債が大きくなり、結果

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

として自己資本比率等が悪化することとなります。このことにより、将来、別の負債性資金調達 を検討するにあたり、当社にとって望ましい条件で実施する上での制約になる可能性があります。

(iv) 本新株予約権は行使価額が原則 262 円に固定されているため、株価が当該水準を超えない場合、 行使が行われない可能性があります。

③ 本業務資本提携契約の内容

- (i) 第1回新株予約権付社債がすべて転換された後、アマゾンが当該転換により発行される当社株式 のすべてを保有し続ける限り、当社は、原則としてアマゾンの事前の同意なしに以下を行っては ならない。
 - (a) (x) 当社普通株式の発行・処分価格が市場価格を下回る場合(ただし、公募の場合は市場価格の90%を下回る場合)、(y) 普通株式を除くエクイティ証券の発行・処分価格、行使価格若しくは転換価格が市場価格を下回る場合、又は(z) 適用法令上、エクイティ証券の承認、発行若しくは処分のために当社株主総会決議が必要な場合において、エクイティ証券の承認、発行若しくは処分を行うこと(ただし、①取締役会によって承認された当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役若しくは従業員に対するインセンティブ報酬としてのエクイティ証券の付与、②当社普通株式に係る株式分割、当社普通株式に係る株式無償割当て、吸収分割、株式交換、株式交付若しくは合併に伴う当社普通株式の交付、③新株予約権の行使に伴う当社普通株式の交付、又は④単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の譲渡によるもの(以下「適用除外取引」といいます。)を除きます。)
 - (b) 当社のエクイティ証券を買い入れ又は保有する既存又は将来の投資家との間で、戦略上の権利若しくはその他の投資家の権利(ただし、本業務資本提携契約によってアマゾンに付与された戦略上の権利若しくはその他の投資家の権利よりも、重要な点において当該投資家に有利なものに限ります。)を付与する効果を有する契約を締結(既存の契約の変更を含みます。)すること
- (ii) アマゾンは、一定数の株式(潜在株式を含みます。)を保有している間、当社が将来新規で発行するエクイティ証券(適用除外取引により発行されるものを除きます。)につき、当社普通株式の持株比率に応じた数の全部又は一部を取得する権利を有する。
- (iii) アマゾンが一定数の株式 (潜在株式を含みます。)を保有している間、当社が、当社のエクイティ 証券を買い入れ又は保有する既存又は将来の投資家との間で、戦略上の権利若しくはその他の投 資家の権利 (ただし、本業務資本提携契約によってアマゾンに付与された戦略上の権利若しくは その他の投資家の権利よりも、重要な点において当該投資家に有利なものに限ります。)を付与する効果を有する契約を締結 (既存の契約の変更を含みます。)する場合、アマゾンは、かかる戦略 上重要な権利若しくはその他の投資家の権利と同等の権利が付与されることを選択できる権利を 有する。
- (iv) アマゾンは、第1回新株予約権付社債のすべてが転換されるまでの間、原則として第24回新株予約権を行使することができない。また、第1回新株予約権付社債又は第24回新株予約権の転換又は行使によって、アマゾン及びその子会社によって保有される当社普通株式の総数が当該転換又は行使の直後における当社普通株式の発行済株式総数(自己株式数を除く。)の35%を超えることとなる場合、かかる転換又は行使をすることができない。ただし、当社が当社又は当社の主要な子会社に係る買収提案に関する最終契約又は法的拘束力を有する取引意向書若しくは独占交渉契約を締結した場合、又はかかる買収提案に係る取引が当社の同意なく開始された場合、上記の制約には服しない。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (v) アマゾンが一定数の株式 (潜在株式を含みます。)を保有している間、発行会社は、発行される新株予約権の引受先が発行会社との間で業務提携を同時に締結している場合でない限り、いかなる引受先 (トリプルフォーを含む。)に対しても新株予約権を発行してはならないものとする。但し、発行会社が、発行会社又はその子会社若しくは関連会社の役員又は従業員に対して、通常の業務におけるインセンティブ報酬として取締役会の承認の下で株式等を付与する場合は、この限りではない。また、クロージング日から 12 か月の間、発行会社は三井物産又はその子会社に対して新株予約権を発行してはならない。
- ④ 本引受契約 (三井物産) の内容
- (i) 三井物産は、一定数の株式(潜在株式を含みます。)を保有している間、当社が将来新規で発行する エクイティ証券(適用除外取引により発行されるものを除きます。)につき、当社普通株式の持株比 率に応じた数の全部又は一部を取得する権利を有する。
- (ii) 当社は、第2回新株予約権付社債が全て転換され、かつ、かかる転換により交付される当社の株式の全部が三井物産により保有されている間、三井物産の事前の書面による承諾を受けることなく、下記の各号に定める株式等(新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式を取得の対価とする取得請求権付株式又は取得条項付株式を含むがこれらに限られない。)の発行又は処分(但し、①当社又はその子会社若しくは関連会社の役員・従業員向けストックオプションの付与、②譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の付与、③当社普通株式に係る株式分割、当社普通株式に係る株式無償割当て、吸収分割、株式交換、株式交付若しくは合併に伴う当社普通株式の交付、④新株予約権の行使に伴う当社普通株式の交付、又は⑤単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の譲渡によるものを除く。)を行わないことを三井物産に対して誓約する。
 - (a) 市場株価(当該発行又は処分の公表日に先立つ30連続取引日における東京証券取引における 発行会社の普通株式の終値の平均値(但し、小数点第2位以下は切り捨てる)をいう。)(但 し、公募の場合には市場株価の90%)を下回る1株当たりの発行又は処分価格での発行会社 普通株式の発行若しくは処分又はそれらの承認
 - (b) 市場株価を下回る1株当たりの発行若しくは処分価格、行使価格又は転換価格による、発行会社普通株式以外の株式等(行使価額修正条項により、行使価格又は転換価格が市場株価を下回ることとなる可能性があるものを含む。)の発行若しくは処分又はそれらの承認
 - (c) 株式等の発行若しくは処分又はそれらの承認であって、法令等に従い発行会社の株主総会決議を要するもの
- (iii) 三井物産が一定数の株式 (潜在株式を含みます。)を保有している間、発行会社は、発行される 新株予約権の引受先が発行会社との間で業務提携を同時に締結している場合でない限り、いかなる 引受先 (トリプルフォーを含む。)に対しても新株予約権を発行してはならないものとする。但し、 発行会社が、発行会社又はその子会社若しくは関連会社の役員又は従業員に対して、通常の業務に おけるインセンティブ報酬として取締役会の承認の下で株式等を付与する場合は、この限りではない。
- ⑤ 本引受契約(ワイ)の内容
 - (i) 発行会社は、クロージング日以降、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における発行会社の普通株式の普通取引の終値単純平均が第25回新株予約権の行使価額を超過した場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、ワイに対し、第25回新株予約権の全部又は一部の行使を請求(以下「行使指示」という。)することができる。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



- (ii) 引受人は、発行会社から、上記(i) に基づく行使指示を受けた場合には、東京証券取引所における発行会社の普通株式の出来高を勘案した上で、速やかに行使指示のなされた第 25 回新株予約権につき、行使請求をするよう最大限努力する。
- 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期
- (1)調達する資金の額(差引手取概算額)

(百万円)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額	
18, 391	75	18, 316	

- (注) 1. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の保有者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
 - 2. 上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額及び本新株予約権の発行価額の総額に 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
 - 3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 4. 発行諸費用は、主に、弁護士費用、第三者算定機関報酬費用、反社会的勢力調査費用、コンサル ティング費用及びその他事務費用(印刷事務費用、登記費用、翻訳費用)等からなります。諸費 用の概算額は以下のとおりです。

弁護士費用39 百万円第三者算定機関報酬費用2 百万円反社会的勢力調査費用1 百万円コンサルティング費用30 百万円その他事務費用3 百万円

(2) 調達する資金の具体的な使途

差引手取概算額 18,316 百万円 (第1回新株予約権付社債 2,481 百万円、第2回新株予約権付社債 (1,481 百万円)、第3回新株予約権付社債 (981 百万円)、第24 回新株予約権 11,538 百万円、第25 回新株予約権 (1,834 百万円))につきましては、一層の事業拡大及び収益力の向上のための資金に、2027 年12 月までに 充当する予定であります。かかる資金の内訳については以下のとおりです。

具体的な使途	金額	支出予定時期		
① 2022年10月に予定されている長期借入金の一括返済資金	5, 058 百万円	2022 年 10 月		
② テクノロジー投資	11,018 百万円	_		
(内訳) a. サービス開発のためのソフト ウェア開発	(6,358 百万円)	2023年1月 ~2027年12月		
b. IT 基盤や情報セキュリティ強 化のためのテクノロジー投資	(4,660 百万円)	2023 年 1 月 ~2027 年 12 月		

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



③ 2022年11月以降に返済が予定さ れている借入金の返済 2,240百万円 2022年11月~2027年12月

- (注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
 - 2. 上記②及び③の資金使途につきましては、本新株予約権の行使による調達資金を充当することを予定しております。本新株予約権の行使の有無は原則としてその保有者の判断に依存することから、行使期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、②から優先的に充当した上で、他の資金調達による充当又は規模縮小等の方法により対応する予定ですが、当社の財務状況や事業計画の変更等により調達資金を充当する優先順位が変更する可能性があります。本新株予約権の行使状況により当該資金使途に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

<手取金の使途について>

① 財務基盤強化のための借入金の返済資金

上記「I.本業務提携業務資本提携(アマゾン) 1 本業務提携業務資本提携(アマゾン)の目的・理由 (1)本業務提携業務資本提携(アマゾン)及び本第三者割当(アマゾン)に至る経緯及び目的」に記載のとおり、自己資本比率の低下と、デット・エクイティ・レシオ(DE レシオ)の上昇が生じております(2022年6月末時点 自己資本比率 38.1%、DE レシオ 1.16倍)。また、2022年6月末の現預金残高は58億円であるところ、2022年10月末に取引金融機関2行からの長期借入金60億円の一括返済が予定されています。なお、当該長期借入金60億円の使途につきましては、借入当初の予定通り、借入金返済及び事業拡大に向けた運転資金に充当しております。当社といたしましては、近時の業績及び財政状態の悪化や今後の資金需要等を勘案し、本新株予約権付社債及び第24回新株予約権の発行価額による調達資金である5,058百万円(発行諸費用の一部を差し引いた概算額)を当該長期借入金の一括返済の一部に充当する予定です。返済額との不足分は、手元資金を充当します。

② サービス開発のためのソフトウェア開発や、IT 基盤や情報セキュリティ強化のためのテクノロジー投資上記「I.本業務資本提携(アマゾン)1.本業務資本提携(アマゾン)の目的・理由(1)本業務資本提携(アマゾン)及び本第三者割当(アマゾン)に至る経緯及び目的」に記載のとおり、広告媒体のデジタルシフトや EC 販売の強化等 DX を推進していく流れが加速している昨今の状況にも照らすと、「生活者中心の市場の創造」という当社の理念の実現にさらに近づくためには、メディア・店舗・EC の連携をさらに強化し、販売販促に軸足をおいたソリューションを企画・開発することが不可欠と考えております。具体的には、EC 及び実店舗のユーザー、商品を開発するブランド並びに当社を繋げるべくオンライン・オフラインを融合したマーケティングを行い、美容総合関連サービスとしての付加価値の向上や、EC 基幹システムを強化すること等が必要となります。その一環として、上記「I.本業務資本提携(アマゾン)2.本業務資本提携(アマゾン)の内容」に記載のとおり、本業務資本提携において、Amazon.co.jp上において「@cosme SHOPPING」(仮称)のストアをオープンし、当社のオンライン及びオフラインを組み合わせた各種販促施策を検討して参ります。但し、本業務提携における取り組みに関するテクノロジー投資はまだ具体的に算定できる段階ではないものの僅少と見込んでおり、本業務資本提携における調達資金を使用する予定はございません。

また、近年のDXの進展やこれに伴うサイバー攻撃の増加等の事業環境に鑑みると、IT 基盤の強化、情報セキュリティの強化もますます重要となってきており、これについても早急に対応することが求められます。

ソフトウェア開発は、いずれも機能が密接に絡んでいるため、開発を区別することは困難です。しかし

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ながら、近年の当社のソフトウェア開発への総投資額は、2021年6月期が約16億50百万円、2022年6月期が約16億78百万円となっております。近年の推移より2023年1月から2027年12月の5か年の投資額としては、年間投資額を現状水準である17億円としてみても85億円は必要です。更に今後の成長やセキュリティ強化の重要性を踏まえると追加投資が必要となります。以上より、サービス開発のためのソフトウェア開発や、IT基盤や情報セキュリティ強化のためのテクノロジー投資に必要な資金として、2023年1月から2027年12月にかけて、11,018百万円を充当する予定であります。

③ 2022年11月以降に返済が予定されている借入金の返済

2022 年 11 月以降、長期借入金及び短期借入金をあわせて 2,240 百万円の返済が予定されております。 当面は手元資金にて返済しますが、本新株予約権が行使された場合には、上記②の資金使途のための投資 資金を確保したうえで、これら借入金の返済に充当する予定です。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行による調達資金を上記「3.調達する資金の額、使途及び支出 予定時期 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、企業価値の向上と株主 利益の最大化につながることから、当社の経営上合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

- (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容
 - ① 第1回新株予約権付社債

当社は、第1回新株予約権付社債の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計(本社:東京都港区元赤坂一丁目1番8号赤坂コミュニティビル4階代表者:黒崎知岳)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に本新株予約権及び本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、2022年8月15日付で本新株予約権及び本新株予約権付社債の評価報告書(以下「本評価報告書」という。)を受領いたしました。赤坂国際会計は、第1回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて第1回新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、第1回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、第1回新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、第1回新株予約権付社債の転換価額につきましては、割当予定先と協議の結果、当社普通株式の東京証券取引所における本書提出日の直前取引日(2022年8月12日)を最終日とする30取引日の終値の取引高加重平均と同額である262円と決定いたしました。近時、国内外の金融市場の不透明性が増しており、①2022年3月の時点で、その前月に発生したロシアによるウクライナ侵攻等の影響等によって当社普通株式に係るボラティリティが高い状況となることが想定されたことを踏まえ、本新株予約権付社債の転換価格及び本新株予約権の行使価格の決定方法について本第三者割当に係る有価証券届出書の提出日を最終日とする30取引日の終値出来高加重平均を採用する方針で割当予定先と協議し、その内諾を得ていたことに加え、②本届出書の直前取引日である2022年8月12日から遡って30取引日間の当社の普通株式に係るヒストリカルボラティリティは42.49%となっている一方、東証株価指数TOPIXの同値が14.76%となっており、本書提出日の直前取引日の時点においても、当社普通株式のボラティリティは、東証株価指数TOPIXのボラティリティと比べても高い状況にあったことに鑑みれば、本書提出

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

日の直前取引日の終値のような特定日の終値で転換価格を決定するよりも、一定の合理的な期間における株価という平準化された値に基づき転換価格を決定することにより、株価のボラティリティによる影響を可及的に軽減した方法により行使価格を決定することが、行使価格に対して当社の企業価値をより公正に反映するものであると考えており、かつ、第1回新株予約権付社債の転換の蓋然性を合理的水準で確保する観点で当社にとっても合理性があると考えております。

その上で、当社は、赤坂国際会計による価値算定評価額(各社債の金額 100 円につき 98.9 円~103.1 円)の範囲内で、第1回新株予約権付社債の発行価格(各社債の金額 100 円につき金 100 円)を決定しております。また、社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益と、第1回新株予約権付社債に付された新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、当該新株予約権の実質的な対価がその公正な価値と概ね見合っていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、第1回新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員(全員社外監査役)は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、第1回新株予約権付社債に係る本評価報告書の結果及び取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が第1回新株予約権付社債の算定を行っていること、赤坂国際会計による第1回新株予約権付社債の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、第1回新株予約権付社債の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、第1回新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価は当該新株予約権の公正な価値と同額であることから、第1回新株予約権付社債の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

② 第24回新株予約権

当社は、第24回新株予約権の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である赤坂国際会計に本新株予約権及び本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、2022年8月15日付で本評価報告書を受領いたしました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて第24回新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、第24回新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、本第24回新株予約権の公正価値を算定しております。

なお、第 24 回新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先と協議の結果、当社普通株式の東京 証券取引所における本書提出日の直前取引日(2022 年 8 月 12 日)を最終日とする 30 取引日の終値の取 引高加重平均と同額である 262 円と決定いたしました。近時、国内外の金融市場の不透明性が増しており、①2022 年 3 月の時点で、その前月に発生したロシアによるウクライナ侵攻等の影響等によって当社 普通株式に係るボラティリティが高い状況となることが想定されたことを踏まえ、本新株予約権付社債 の転換価格及び本新株予約権の行使価格の決定方法について本第三者割当に係る有価証券届出書の提出 日を最終日とする 30 取引日の終値出来高加重平均を採用する方針で割当予定先と協議し、その内諾を得ていたことに加え、②本届出書の直前取引日である 2022 年 8 月 12 日から遡って 30 取引日間の当社の普通株式に係るヒストリカルボラティリティは 42.49%となっている一方、東証株価指数 TOPIX の同値が 14.76%となっており、本書提出日の直前取引日の時点においても、当社普通株式のボラティリティは、東証株価指数 TOPIX のボラティリティと比べても高い状況にあったことに鑑みれば、本書提出日の

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

直前取引日の終値のような特定日の終値で行使価格を決定するよりも、一定の合理的な期間における株価という平準化された値に基づき行使価格を決定することにより、株価のボラティリティによる影響を可及的に軽減した方法により行使価格を決定することが、行使価格に対して当社の企業価値をより公正に反映するものであると考えており、かつ、第24回新株予約権の行使の蓋然性を合理的水準で確保する観点で当社にとっても合理性があると考えております。

その上で、当社は、第24回新株予約権の発行価格(261円)を赤坂国際会計による価値評定価額と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員(全員社外監査役)は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株 予約権に係る本評価報告書の結果及び取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が第24回新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による第24回新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、第24回新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないことから、第24回新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

③ 第2回新株予約権付社債

当社は、第2回新株予約権付社債の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である赤坂国際会計に本新株予約権及び本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、2022年8月15日付で本評価報告書を受領いたしました。本新株予約権付社債が全て転換され、かつ本新株予約権が全て、第2回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて第2回新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、第2回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、第2回新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、第2回新株予約権付社債の転換価額につきましては、割当予定先と協議の結果、当社普通株式 の東京証券取引所における本書提出日の直前取引日(2022年8月12日)を最終日とする30取引日の終 値の取引高加重平均と同額である262円と決定いたしました。近時、国内外の金融市場の不透明性が増 しており、①2022年3月の時点で、その前月に発生したロシアによるウクライナ侵攻等の影響等によっ て当社普通株式に係るボラティリティが高い状況となることが想定されたことを踏まえ、本新株予約権 付社債の転換価格及び本新株予約権の行使価格の決定方法について本第三者割当に係る有価証券届出書 の提出日を最終日とする30取引日の終値出来高加重平均を採用する方針で割当予定先と協議し、その内 諾を得ていたことに加え、②本届出書の直前取引日である2022年8月12日から溯って30取引日間の 当社の普通株式に係るヒストリカルボラティリティは 42.49%となっている一方、東証株価指数 TOPIX の同値が14.76%となっており、本書提出日の直前取引日の時点においても、当社普通株式のボラティリ ティは、東証株価指数 TOPIX のボラティリティと比べても高い状況にあったことに鑑みれば、本書提出 日の直前取引日の終値のような特定日の終値で転換価格を決定するよりも、一定の合理的な期間におけ る株価という平準化された値に基づき転換価格を決定することにより、株価のボラティリティによる影 響を可及的に軽減した方法により行使価格を決定することが、行使価格に対して当社の企業価値をより 公正に反映するものであると考えており、かつ、第2回新株予約権付社債の転換の蓋然性を合理的水準 で確保する観点で当社にとっても合理性があると考えております。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

その上で、当社は、赤坂国際会計による価値算定評価額(各社債の金額 100 円につき 98.9 円~103.1 円)の範囲内で、第2回新株予約権付社債の発行価格(各社債の金額 100 円につき金 100 円)を決定しております。また、社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益と、第2回新株予約権付社債に付された新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、当該新株予約権の実質的な対価がその公正な価値と概ね見合っていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、第2回新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員(全員社外監査役)は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、第2回新株予約権付社債に係る本評価報告書の結果及び取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が第2回新株予約権付社債の算定を行っていること、赤坂国際会計による第2回新株予約権付社債の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、第2回新株予約権付社債の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価は当該新株予約権の公正な価値と同額であることから、第2回新株予約権付社債の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

④ 第3回新株予約権付社債

当社は、第3回新株予約権付社債の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である赤坂国際会計に本新株予約権及び本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、2022年8月15日付で本評価報告書を受領いたしました。赤坂国際会計は、第3回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて第3回新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、第3回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、第3回新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、第3回新株予約権付社債の転換価額につきましては、割当予定先と協議の結果、当社普通株式 の東京証券取引所における本書提出日の直前取引日(2022年8月12日)を最終日とする30取引日の終 値の取引高加重平均と同額である262円と決定いたしました。近時、国内外の金融市場の不透明性が増 しており、、①2022年3月の時点で、その前月に発生したロシアによるウクライナ侵攻等の影響等によっ て当社普通株式に係るボラティリティが高い状況となることが想定されたことを踏まえ、本新株予約権 付社債の転換価格及び本新株予約権の行使価格の決定方法について本第三者割当に係る有価証券届出書 の提出日を最終日とする30取引日の終値出来高加重平均を採用する方針で割当予定先と協議し、その内 諾を得ていたことに加え、②本届出書の直前取引日である2022年8月12日から遡って30取引日間の 当社の普通株式に係るヒストリカルボラティリティは 42.49%となっている一方、東証株価指数 TOPIX の同値が14.76%となっており、本書提出日の直前取引日の時点においても、当社普通株式のボラティリ ティは、東証株価指数 TOPIX のボラティリティと比べても高い状況にあったことに鑑みれば、本書提出 日の直前取引日の終値のような特定日の終値で転換価格を決定するよりも、一定の合理的な期間におけ る株価という平準化された値に基づき転換価格を決定することにより、株価のボラティリティによる影 響を可及的に軽減した方法により行使価格を決定することが、行使価格に対して当社の企業価値をより 公正に反映するものであると考えており、かつ、第3回新株予約権付社債の転換の蓋然性を合理的水準 で確保する観点で当社にとっても合理性があると考えております。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

その上で、当社は、赤坂国際会計による価値算定評価額(各社債の金額 100 円につき 98.9 円~103.1 円)の範囲内で、第3回新株予約権付社債の発行価格(各社債の金額 100 円につき金 100 円)を決定しております。また、社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益と、第3回新株予約権付社債に付された新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、当該新株予約権の実質的な対価がその公正な価値と概ね見合っていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、第3回新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員(全員社外監査役)は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、第3回新株予約権付社債に係る本評価報告書の結果及び取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が第2回新株予約権付社債の算定を行っていること、赤坂国際会計による第3回新株予約権付社債の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、第3回新株予約権付社債の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、第3回新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価は当該新株予約権の公正な価値と同額であることから、第3回新株予約権付社債の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

⑤ 第 25 回新株予約権

当社は、第25回新株予約権の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計(本社:東京都港区元赤坂一丁目1番8号赤坂コミュニティビル4階代表者:黒崎知岳)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に第25回新株予約権の価値算定を依頼した上で、2022年8月15日付で本評価報告書を受領いたしました。赤坂国際会計は、第25回新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて第25回新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、第25回新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、第25回新株予約権の公正価値を算定しております。

なお、第 25 回新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先と協議の結果、当社普通株式の東京証券取引所における本書提出日の直前取引日(2022年8月12日)を最終日とする 30 取引日の終値の取引高加重平均と同額である 262 円と決定いたしました。

第25回新株予約権の割当予定先であるワイは、当社代表取締役である吉松徹郎が同社の全株式を保有し、代表取締役も兼務する資産管理会社ですが、近時、国内外の金融市場の不透明性が増しており、①2022年3月の時点で、その前月に発生したロシアによるウクライナ侵攻等の影響等によって当社普通株式に係るボラティリティが高い状況となることが想定されたことを踏まえ、本新株予約権付社債の転換価格及び本新株予約権の行使価格の決定方法について本第三者割当に係る有価証券届出書の提出日を最終日とする30取引日の終値出来高加重平均を採用する方針で割当予定先と協議し、その内諾を得ていたことに加え、②本届出書の直前取引日である2022年8月12日から遡って30取引日間の当社の普通株式に係るヒストリカルボラティリティは42.49%となっている一方、東証株価指数TOPIXの同値が14.76%となっており、本書提出日の直前取引日の時点においても、当社普通株式のボラティリティは、東証株価指数TOPIXのボラティリティと比べても高い状況にあったことに鑑みれば、結果として第25回新株予約権の行使価格は本書提出日の直前取引日の一時点における終値(297円)を35円(11.8%)下回っていることを考慮しても、本新株予約権付社債及び第24回新株予約権と同様に、本書提出日の直前取引日の終値の

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ような特定日の終値で行使価格を決定するよりも、一定の合理的な期間における株価という平準化された値に基づき行使価格を決定することにより、株価のボラティリティによる影響を可及的に軽減した方法により行使価格を決定することが、行使価格に対して当社の企業価値をより公正に反映するものであると考えており、当社代表取締役である吉松徹郎も、そのような方法によって、当社の企業価値を直前取引日の終値と比べてもより公正に反映した行使価格を決定することが、本第三者割当を通じて当社の企業価値の向上を目指す旨を既存株主その他の投資家に説明する観点からも、より適切なものであると考えております。また、かかる行使価格の決定方法を採用することは、第 25 回新株予約権の行使の蓋然性を合理的水準で確保する観点で、当社にとっても合理性があると考えております。

なお、行使価格に本書提出日の直前営業日を最終日とする 30 取引日の終値出来高加重平均を採用するに際しては、本書提出日の直前営業日を最終日とする 90 取引日の終値出来高加重平均 (222 円) 及び 180 取引日の終値出来高加重平均 (226 円) との比較を行い、第 25 回新株予約権と同時に発行される本新株予約権付社債及び第 24 回新株予約権の割当予定先との協議の結果を踏まえ、株価のボラティリティによる影響を可及的に軽減した方法による行使価格の決定という目的を達成するために必要な参照期間を確保しつつ、希薄化の影響を可能な限り低減すべく、その中でもっとも直近の株価動向に則した金額である直近 30 取引日の終値出来高加重平均を行使価格として採用することとしております。なお、5 取引日の終値出来高加重平均は 293 円、15 取引日の終値出来高加重平均は 281 円ではありますが、当社といたしましては、会社の企業価値をみるべき一定期間として、30 取引日を採用しております。なお、新株予約権の発行価額は、本評価報告書によれば新株予約権 1 個あたり 261 円と算定されている一方、赤坂国際会計から別途受領した評価報告書によれば、行使価格を直近取引日の終値とした場合の発行価額は新株予約権 1 個あたり 110 円と算定されております。

なお、当社の取締役会及び監査役 3名全員(全員社外監査役)は、本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途 <手取金の使途について>」に記載のとおり充当することにより、当社グループの企業価値向上と持続的な成長に資するものと考えておりますが、当社の株価は、当社の企業価値のみならず、経済情勢や金融市場全体の状況、その時々における当社株式の需給の状況等に応じて市場において決定されるものであり、当社の株価のボラティリティも高いことに鑑みれば、本書提出日の直前営業日を最終日とする30取引日の終値が概ね上昇傾向にあることなどに起因して、当社普通株式の株価が結果として第25回新株予約権の行使価格は本書提出日の直前取引日の終値(297円)を35円下回っており、それに対して、行使価格を本書提出日の直前営業日の終値である297円に設定した場合の第25回新株予約権の発行価格は、第25回新株予約権の発行価格を1株当たり35円以上下回ることが見込まれる結果、第25回新株予約権の行使価額を直前営業日の終値と同額とした場合と比べて、第25回新株予約権の発行及び行使による最大調達額が少なくなる見込みであることを考慮しても、当該行使価格を本書提出日の直前取引日を最終日とする30取引日の終値の取引高加重平均と同額である262円と決定したことには、依然として合理性があると考えております。

その上で、当社は、第 25 回新株予約権の発行価格 261 円を赤坂国際会計による価値評定価額と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員(全員社外監査役)は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果及び取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、第25回新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないことから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が全て転換され、かつ本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は69,688,667株(議決権数696,884個)であり、2022年6月30日現在の当社発行済株式総数74,146,800株及び議決権数714,410個を分母とする希薄化率は94.0%(議決権ベースの希薄化率は97.5%)に相当します。

なお、当社株式の過去2年間(2020年8月から2022年7月まで)の1日当たりの平均出来高は931,471株であり、直近6ヶ月間(2022年2月から2022年7月まで)の同出来高においても954,158株となっております。

一方、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に発行される当社普通株式の合計数 19,083,967 株及び本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式の数の合計数 50,604,700 株を本新株予約権付社債については本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間である3年間、本新株予約権については行使期間である5年間でそれぞれ行使売却するとした場合の1日当たりの数量は、2025年9月5日までは68,675株、2027年9月6日までは42,170株となり、前者については上記過去2年間の1日当たりの出来高の7.4%、過去6ヶ月間の同出来高の7.2%程度、また、後者については上記過去2年間の1日当たりの出来高の4.5%、過去6ヶ月間の同出来高の4.4%程度となります。

これらの事情に鑑みれば、本新株予約権付社債及び本新株予約権が全て転換又は行使された場合に発行される株式数は、株価に対してある程度の影響を与える可能性があります。

しかしながら、下記「(3)割当予定先の保有方針」のとおり、ワイは、当社代表取締役社長吉松徹郎の資産管理会社として、第25回新株予約権の行使により交付される当社普通株式を中長期的に保有する意向とのことです。また、本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり充当することにより、当社グループの企業価値向上と持続的な成長に資するものと考えております。

以上のことから、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行による株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく、合理的であると判断しております。

なお、第 25 回新株予約権の発行要項第 17 項に記載のとおり、第 25 回新株予約権には当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されております。株価が発行決議時と比較して著しく上昇した場合は、当該コール・オプションを行使して第 25 回新株予約権を取得した上、当社にとってより有利な条件による資金調達を行う予定であります。また、株価が行使価額を下回っている状況においても、第 25 回新株予約権が行使される可能性はありますが、株価が行使価額を大きく下回り、行使の可能性が著しく低い場合においては、当該コール・オプションを行使し、第 25 回新株予約権を取得することを検討していきます。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① アマゾン

上記「I. 本業務資本提携(アマゾン) 3. 本業務資本提携(アマゾン)の相手先の概要」をご参照ください。

② 三井物産

上記「Ⅱ. 本業務資本提携(三井物産) 3. 本業務資本提携(三井物産)の相手先の概要」をご参照ください。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



③ トリプルフォー

(2022年6月30日現在)

		<u> </u>
1	名称	トリプルフォー投資事業組合
2	所 在 地	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号虎ノ門33森ビル
3	設 立 根 拠 等	民法に規定する任意組合
4	組 成 目 的	今後成長が見込まれる国内外の公開市場に上場している事業会社
		及び未公開会社への投資
5	組 成 日	2022年1月4日
6	出 資 の 総 額	同組合の意向により記載を差し控えております。
7	出資者・出資比率・	主たる出資者:個人投資家
	出資者の概要	出資比率については、同組合の意向により記載を差し控えており
	山貝伯の佩安	ます。
8	業務執行組合員の概要	
	名称	株式会社CARPE DIEM
	所 在 地	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号虎ノ門33森ビル
	代表者の役職・氏名	代表取締役 志村 貴雄
	事 業 内 容	投資に関する調査業務、有価証券の投資等
	資 本 金	1万円
13	当社との関係	
	上場会社と当該フ	
	アンドとの間の関	該当事項はありません。
	係	
	上場会社と業務執	
	行組合員との間の	該当事項はありません。
	関係	

※ 当社は、トリプルフォー並びにその業務執行組合員である株式会社CAPRE DIEM及びその代表者並びに出資者が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー(東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役社長:荒川一枝)に調査を依頼し、その結果、トリプルフォー、並びにその業務執行組合員及びその代表者並びに出資者のいずれについても、反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。以上から、当社としては現時点において、トリプルフォーその業務執行組合員及びその代表者については、反社会的勢力と一切関係が無いと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

④ ワイ

(2022年6月30日現在)

	1)	名				称	株式会社ワイ
(2	2	本	店	所	在	地	東京都目黒区目黒一丁目1番33号
	3	代表	き者の) 役耳		氏名	代表取締役 吉松 徹郎
(4	4	事	業		内	容	株式・不動産投資業
([5	資		本		金	10 百万円
(6	設	立	年	月	日	2013年4月1日

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

istyle

	9	1				
7	発 行 済 株 式 数	普通株式 200 株	:			
8	決 算 期	6月30日				
9	従 業 員 数	0名				
10	主 要 取 引 先	_				
11)	主要取引銀行	三菱 UFJ 銀行				
12	大株主及び持株比率	吉松 徹郎 100%	6			
13	当事会社間の関係					
	資 本 関 係	ワイは、当社普通株式 6,112,000 株 (本新株予約権発行前の保有割合 8.24%、議決権比率 8.56%)を保有しております。また、ワイの代表取締役吉松徹郎氏は、当社普通株式 7,161,607株及び当社新株予約権 24,000 個 (新株予約権 1 個当たり 200株) (本新株予約権発行前の保有割合 9.66%、議決権比率10.02%)を保有しており、また、筆頭株主でもあります。上記数値は当社役員持株会における持分を含めた数値で記載しております。				
	人 的 関 係	当社代表取締役ております。	当社代表取締役社長である吉松徹郎がワイの代表取締役を兼務しております。			
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会 社との間には、特筆すべき取引関係はありません。				
	関連当事者への該 当 状 況		ワイは、当社代表取締役である吉松徹郎がその議決権の全部を保 有しているため、当社の関連当事者に該当します。			
14)	最近3年間の経営成績及び	び財政状態				
	決算期	2019年8月期	2020年8月期	2021年6月期		
純	資産	2,154 百万円	357 百万円	1,238 百万円		
総	資産	5,581 百万円	3,295 百万円	5,385 百万円		
1	株 当 た り 純 資 産	10,773 千円	1,788 千円	6,194 千円		
売	上。	5 百万円	5 百万円	1 百万円		
営	業 利 益	△30 百万円	△29 百万円	△16 百万円		
経	常 利 益	△34 百万円	△30 百万円	△21 百万円		
親会	会社株主に帰属する 期 純 利 益	△34 百万円	△31 百万円	△25 百万円		
	朱当たり当期純利益	△171 千円	△158 千円	△129 千円		
	株 当 た り 配当金(円)	一百万円	一百万円	一百万円		
				F/-1-1		

- ※1. ワイは当社代表取締役社長吉松徹郎の資産管理会社であります。
 - 2. ワイ及びその唯一の役職員である吉松徹郎氏は、反社会的勢力に該当しない旨の確約書を当社に提出していること、また、当社はワイ及びその役職員である吉松徹郎氏が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

とは一切関係がないことを確認しております。当社は、ワイが反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー(東京都中央区日本橋大伝馬町 11 番 8 号 フジスタービルディング日本橋 9 階、代表取締役社長:荒川一枝)に調査を依頼し、その結果、ワイが反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。また、割当予定先を日経テレコン及びインターネット検索サイトを利用し、ワイ、同代表取締役吉松徹郎氏個人の氏名及び所在地についてキーワード検索を複合的に行う事により、反社会勢力との関係の有無について調査いたしました。その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが全く検索されませんでした。以上から、当社としては現時点において、割当予定先であるワイ及びその役員については、暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体と一切関係が無いと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「I.本業務資本提携(アマゾン) 1.本業務資本提携(アマゾン)の目的・理由」に記載のとおり、取引金融機関 2 行からの長期借入金 60 億円の一括返済が 2022 年 10 月末に予定される一方で、IT 基盤の強化や情報セキュリティの強化のためのテクノロジー投資の重要性が増している事業環境のもと、当社としましては長期借入金の一括返済資金を確保するとともに、かかる返済後も積極的かつ機動的な事業投資を行っていくための資本増強と財務基盤確保のための資金調達が必要であり、このような状況に応じた資金調達方法として、発行時に一定の資金を調達できる新株予約権付社債と、事業の進捗に応じて必要な資金調達が可能という柔軟性を有する新株予約権の組み合わせによる資金調達を行うことが最適と考えております。

アマゾンとは 2020 年 12 月に当社との潜在的な協業の機会の検討を開始し、その後、潜在的な協業の在り方を検討する中で業務資本提携の可能性についても検討を行うに至りました。そのような中、本業務資本提携(アマゾン)の協議・検討を通じ当社グループの事業に理解を有するアマゾンから、本業務資本提携(アマゾン)とあわせて、新株予約権付社債及び新株予約権の引受の申し出があったことから、アマゾンを割当予定先に選定いたしました。同様に、当社との協業の検討を通じ当社グループの事業に理解を有する三井物産に対して 2022 年 4 月に当社より業務資本提携の申し出を行い、三井物産を割当予定先に選定いたしました。

さらに、当社としましては、本第三者割当(アマゾン)および本第三者割当(三井物産)による資金調達を考慮しても新株予約権付社債及び新株予約権の双方による追加的な資金調達が必要と考えており、更なる資金調達を検討する中で、2022 年 7 月、トリプルフォーの出資者である個人投資家が当社代表取締役吉松徹郎と知人であることを端緒として吉松徹郎より紹介を受け、投資ファンドであるトリプルフォーから新株予約権付社債の引受の申し出があり、検討した結果、発行時に一定の資金を調達できる新株予約権付社債による資金調達を行うことが最適と判断し、トリプルフォーを割当予定先に選定いたしました。さらに、2022 年 4 月、柔軟かつ機動的に資金調達が可能になる行使条件のついた新株予約権について、当社代表取締役吉松徹郎から、同氏の資産管理会社であるワイにて引受の申し出があり、検討した結果、新株予約権の割当先として最適と判断し割当予定先に選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① アマゾン

アマゾンからは、本業務資本提携契約に基づく両社間の提携関係維持・強化のための投資であると伺って

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

おります。また、アマゾンは、当社の株価、提携の状況等を踏まえて、第1回新株予約権付社債及び第24回新株予約権の転換及び行使並びに第1回新株予約権付社債及び第24回新株予約権の保有を継続するか否かを判断していく予定と伺っております。なお、仮に第1回新株予約権付社債又は第24回新株予約権を転換又は行使して当社普通株式を取得することとなった場合におけるその普通株式の保有方針については、第1回新株予約権付社債又は第24回新株予約権を転換又は行使する時点で決定する予定と伺っております。また、当社とアマゾンが締結予定の本業務資本提携契約において、第1回新株予約権付社債及び第24回新株予約権の譲渡の際に当社の承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

③ 三井物産

当社は、三井物産が当社の株価、収益性及び協業の状況等を踏まえて第2回新株予約権付社債の転換及び第2回新株予約権付社債の保有を継続するか否かを判断していく方針である旨の説明を口頭にて受けております。なお、第2回新株予約権付社債を転換して当社普通株式を取得することになった場合におけるその普通株式の保有方針については、第2回新株予約権付社債の転換を判断する際に検討すると伺っています。また、当社と三井物産が締結予定の本引受契約(三井物産)において、第2回新株予約権付社債の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

③ トリプルフォー

当社は、トリプルフォーから口頭で、当社が中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことによってトリプルフォーが期待するキャピタルゲインを獲得すること(第3回新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際において投資資金を回収し、投資リターンを得ること)を目的としている旨の説明を受けております。

また、当社とトリプルフォーが締結予定の本引受契約(トリプルフォー)において、第3回新株予約権付 社債の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなっ た場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの 確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われ た場合、当社は当該事実を開示いたします。

④ ワイ

ワイから、第25回新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、当社代表取締役吉松徹郎の資産管理会社として中長期的に保有する意向であることを口頭において確認しております。

また、当社とワイが締結予定の本引受契約(ワイ)において、第25回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① アマゾン

当社は、第1回新株予約権付社債及び第24回新株予約権の割当予定先であるアマゾンの発行価額の払込みに要する財産の存在については、アマゾンが2022年2月3日に米国証券取引委員会宛に提出しているForm 10-K(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)に記載の連結貸借対照表により、アマゾンにおいて本第三者割当(アマゾン)に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有していることを確認しております。

② 三井物産

当社は、第2回新株予約権付社債の割当予定先である三井物産の発行価額の払込みに要する財産の存在については、三井物産が 2022 年6月 22 日に関東財務局長宛に提出している第 103 期有価証券報告書(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)に記載の連結貸借対照表により、三井物産において本第三者割当(三井物産)に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有していることを確認しております。

③ トリプルフォー

当社は、トリプルフォーの払込みに要する財産の存在については、トリプルフォーから 2022 年 1 月 4 日付で締結された投資事業組合契約書(以下「トリプルフォー投資事業組合契約書」といいます。)の写しの提出を受け確認しております。トリプルフォーにより、トリプルフォー投資事業組合契約の規定に基づき、トリプルフォーの組合員に対してキャピタルコールが行われると、トリプルフォーの出資者からトリプルフォーに払込みがなされます。また、トリプルフォーの業務執行組合員である株式会社 CARPE DIEM 代表取締役志村貴雄氏から、2022 年 1 月 4 日付で締結された組合契約書に基づく金銭出資約束金額のうち出資未履行額が充分にあることを 2022 年 7 月 19 日に口頭で確認し、また 2022 年 8 月 1 日に出資未履行額についての確認書面を受領しております。

④ ワイ

第 25 回新株予約権の払込みに要する資金について、当社は、本新株予約権の割当先であるワイにおいて 十分な資金がある旨を預金通帳の写し及び残高証明を受領し確認しており、払い込みにおいては十分な確実 性があるものと判断しております。また、本新株予約権の行使に要する資金については、ワイの代表取締役 であり、同社の全株式を保有する吉松徹郎氏が金融機関からの融資にて調達し、その資金をワイに貸し付け る予定です。また、ワイの取引先銀行が、株価の動向に応じて、前向きに第 25 回新株予約権の行使に要す る資金を貸し付ける検討を行う意向である旨を吉松徹郎氏より確認しております。

ただし、第25回新株予約権行使前に計画した上記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の②サービス開発のためのソフトウェア開発や、IT 基盤や情報セキュリティ強化のためのテクノロジー投資が計画通り遂行せず、かつ、その他の合理的資金使途がない場合には、第25回新株予約権の行使を必ずしも必要としない状況となることもあり得ます。このため、現時点においては金融機関が行使資金相当額を融資するための条件に対応すべく、今後のタイムリーな借入れ及び行使に備える旨の説明を吉松徹郎氏から受けております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

. Istyle

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(2022年6月30日現在)	募集後		
吉松 徹郎	9.64%	Amazon.com, Inc.	36. 95%
株式会社ワイ	8. 24%	株式会社ワイ	9. 12%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8.06%	吉松 徹郎	4. 97%
株式会社くふうカンパニー	7.00%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4. 16%
THE BANK OF NEW YORK 133612 (常任代理 人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	5. 77%	三井物産株式会社	3. 98%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3.60%	株式会社くふうカンパニー	3. 61%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG 証券株式会社)	2.61%	THE BANK OF NEW YORK 133612 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	2. 98%
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理 人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	2. 57%	トリプルフォー投資事業組合	2. 65%
一般財団法人都築国際育英財団	2.57%	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1.85%
Zホールディングス株式会社	2. 49%	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー)	1. 35%

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2022 年 6 月 30 日現在の所有株式数に係る議決権数を、同日の総議 決権数で除して算出しております。
 - 2. 募集後の大株主及び持株比率は、2022年6月30日現在の総議決権数に、本新株予約権がすべて行使され、また本新株予約権付社債がすべて転換された場合に交付される当社普通株式69,688,667株に係る議決権の数を加えて算定しております。
 - 3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
 - 4. 2022 年8月15日付「主要株主の異動に関するお知らせ」で公表した通り、当社は、当社の主要株主である吉松徹郎が、2022 年8月15日付で保有する株式の一部を吉松徹郎の資産管理会社である株式会社ワイへ譲渡した旨の連絡を受けております。
 - 5. 2022 年 8 月 15 日付「<u>募集新株予約権(業績連動型新株予約権)の発行に関するお知らせ</u>」で公表した通り、当社は、同日付の取締役会において、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対し第 26 回新株予約権(12,122 個(新株予約権 1 個につき当社普通株式 100株)、当社の取締役に対し第 27 回新株予約権(20,000 個(新株予約権 1 個につき当社普通株式100株))を発行することを決議しております。
- 8. 今後の見通し

本第三者割当が当社の業績に与える影響は軽微であると考えております。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当により、希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

. Istyle

は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当に係る調達資金について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、これらを総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した特別委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

そこで、当社は、本第三者割当に関する決議を行った 2022 年 8 月 15 日の当社取締役会に先立ち、独立役員である当社の社外取締役 2 名(那珂通雅氏及び宇佐美進典氏)及び社外監査役 2 名(原陽年氏及び都賢治氏)の計 4 名で構成された特別委員会から客観的な意見を求めるため、本第三者割当に関する事項(本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の目的及び理由、資金調達の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、本第三者割当後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通し等)について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、特別委員会から、以下のように判断する旨の意見を2022年8月15日付で取得しております。

<本特別委員会の意見の概要>

以下の理由から、当社から受けた説明及び受領資料によれば、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考える。

1. 本第三者割当の必要性

(i) 不採算事業の整理・撤退並びに収益部門の強化に注力しているものの、海外における事業撤退に伴うのれん等の減損等による特別損失の計上や、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴う損失計上により、自己資本比率の低下と、デット・エクイティ・レシオ (DE レシオ) の上昇が生じている(2022 年6月末時点 自己資本比率 38.1%、DE レシオ 1.16 倍)、(ii) そのような中、取引金融機関 2 行からの長期借入金 60 億円の一括返済が 2022 年 10 月末に予定される一方で、足元の事業環境として、IT 基盤の強化や情報セキュリティの強化のためのテクノロジー投資の重要性が増しているという事業環境のもと、長期借入金の一括返済資金を確保するとともに、かかる返済後も積極的かつ機動的な事業投資を行っていくための資本増強と財務基盤確保のための資金調達が必要であると考えられる。本第三者割当による調達資金は①当該長期借入金の一括返済資金、②サービス開発のためのソフトウェア開発や、IT 基盤や情報セキュリティ強化のためのテクノロジー投資資金及び③2022 年 11 月以降に返済が予定されている借入金の返済資金に充当することを予定されており、上述の事業環境に照らし、本第三者割当による調達資金は、当社の企業価値向上に資することが合理的に予想される使途に充当されると認められる。以上から、本第三者割当には必要性が認められると考える。

2. 本第三者割当の相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較に関しては、当社から受けた説明及び受領資料によれば、他の資金調達手段として、有償の株主割当やライツオファリング、新株発行(公募又は第三者割当)、新株予約権発行のみによる調達、転換社債型新株予約権付社債のみによる調達、行使価額修正条項付きの MSCB や MS ワラント、間接金融や普通社債による調達を検討しているところ、株価に与える影響や当社にとっての資金調達の確実性、負債性の調達により生じる当社の財務負担、資金調達の目的等を考えると、発行時点にまとまった資金が調達できる新株予約権付社債と段階的に資金を調達できる新株予約権の組み合わせで資金調達する方法が最も合理性があるとのことであり、かかる検討について特に不合理な点は見受けられない。

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (イ)発行条件については、外部算定機関である赤坂国際会計が本第三者割当に係る新株予約権付社債と新 株予約権それぞれについて算出した評価額を踏まえて決定されており、同社の評価ロジックも合理的 であることから、特別委員会としては、発行価格は相当であると判断する。本新株予約権付社債の転 換価格及び本新株予約権の行使価格については、近時、国内外の金融市場の不透明性が増しおり、① 2022年3月の時点で、その前月に発生したロシアによるウクライナ侵攻等の影響等によって当社普通 株式に係るボラティリティが高い状況となることが想定されたことを踏まえ、本新株予約権付社債の 転換価格及び本新株予約権の行使価格の決定方法について本第三者割当に係る有価証券届出書の提出 日を最終日とする30取引日の終値出来高加重平均を採用する方針で割当予定先と協議し、その内諾 を得ていたことに加え、②本届出書の直前取引日である2022年8月12日から遡って30取引日間 の当社の普通株式に係るヒストリカルボラティリティは 42.49%となっている一方、東証株価指数 TOPIX の同値が 14.76%となっており、本書提出日の直前取引日の時点においても、当社普通株式 のボラティリティは、東証株価指数 TOPIX のボラティリティと比べても高い状況にあったことに鑑 みれば、本書提出日の直前取引日の終値のような特定日の終値で転換価格を決定するよりも、一定の 合理的な期間における株価という平準化された値に基づき転換価格を決定することにより、株価のボ ラティリティによる影響を可及的に軽減した方法により行使価格を決定することが、行使価格に対し て当社の企業価値をより公正に反映するものであると考えており、かつ、本新株予約権付社債の転換 及び本新株予約権の行使の蓋然性を合理的水準で確保する観点で当社にとっても合理性があると考え ているとのことであり、その説明に特に不合理な点は見受けられない。その他の発行条件について も、当社とアマゾンとの間の本業務資本提携契約、当社と三井物産との間の本引受契約(三井物産) 及び本業務提携覚書、当社とトリプルフォーとの間の本引受契約(トリプルフォー)並びにワイとの 間の本引受契約(ワイ)のうち主要な契約条件を検討し、特に不合理な点は見受けられません。ま た、当該各契約については当社の代理人として外部の法律事務所の弁護士の助言を得ているとのこと であり、その交渉プロセスも合理的と考えられる。
- (ウ) 希薄化については、(i)本第三者割当により既存株主の持株比率及び議決権比率に相応の希薄化が生じるものの、本第三者割当による調達資金は、上記1.のとおり、当社の企業価値向上に資することが合理的に予想される使途に充当されると認められること、(ii)本第三者割当は、割当予定先に含まれるアマゾン及び三井物産との業務提携とあわせて実施されるものであるところ、両社とも当社の事業をさらに発展させるために必要なサービスやテクノロジー、知見、ネットワークを有しており、アマゾンとの本業務提携(アマゾン)及び三井物産との本業務提携(三井物産)を通じた当社の企業価値向上も期待できること、(iii)割当予定先であるワイが当社の代表取締役である吉松徹郎の資産管理会社であり、吉松徹郎がこれまで以上に当社の今後の経営と業績向上に深くコミットすることにより当社の企業価値向上が見込まれることからすれば、中長期的には、本第三者割当が当社の企業価値及び株式価値の向上につながる蓋然性は非常に高いと思われ、当社の株主にとっては希薄化を上回るプラス効果があると思われる。したがって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当による希薄化の規模については合理性が認められると考える。
- (エ) 割当予定先については、アマゾン及び三井物産については、それぞれ本業務提携(アマゾン)及び本業務提携(三井物産)の協議・検討を通じ当社グループの事業に理解を有していると考えられる。トリプルフォーについては、投資ファンドとして、当社が中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことによってトリプルフォーが期待するキャピタルゲインを獲得することを目的として、当社の事業戦略や成長性に期待して新株予約権付社債の引受けの申し出がなされたとのことである。また、ワイについては当社の代表取締役である吉松徹郎が同社の全株式を保有し、代表取締役も兼務する資産管理会社であり、ワイが第25回新株予約権の割当てを受けることにより、吉松徹郎による当社の今後の業績拡大に向けたより強固なコミットメントを期待することが可能と考えられるとともに、ワイが第25回新株予約権を保有し、当社の代表取締役である吉松徹郎の判断に基づいて第25回

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

新株予約権を行使することにより、柔軟かつ機動的な資金調達に対応することが可能と考えることも合理的と考えられる。さらに、アマゾン、三井物産及びトリプルフォーとの間に利害関係は存在しないこと、当社において調査会社に委託して割当予定先のうちアマゾン、トリプルフォー及びワイの役員が反社会的勢力と関係を有するか否かの調査も行い、この調査の過程で特に問題のある情報は検出されなかったこと、三井物産は東京証券取引所プライム市場に上場しており、反社会的勢力の排除を宣言する等していることからすれば、各割当予定先の選定に著しく不合理な点は認められない。

- (オ)以上から、本第三者割当には相当性が認められると考える。
- 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況
 - (1) 最近3年間の業績(単位:百万円)

					2019年6月期	2020年6月期	2021年6月期
連	結	売	上	高	32, 193	30, 564	30, 950
連結営	業利益ス	スは連結営	営業損失	(\triangle)	476	△2, 325	△604
連結経常利益又は連結経常損失(△)				(\triangle)	380	△2, 438	△795
親会社株主に帰属する当期純利益又は				益又は	\wedge 767 \wedge 5, 02	♦ 5. 020	379
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					$\triangle 767$ $\triangle 5,020$	319	
1株当たり連結当期純利益、又は1株当				1株当	△8. 05	△ 76. 94	5. 50
たり						5. 50	
1株当たり配当金(円)				円)	0.50		_
1 株	当たり	連結純	資産 (円)	159. 76	79. 44	110.60

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2022年6月30日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	74, 146, 800 株	100.00%
現時点の転換価額(行使価 額)における潜在株式数	6,012,200 株	8.11%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	_	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	_	_

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

		2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
始	値	772 円	264 円	520 円
高	値	994 円	607 円	571 円
安	値	176 円	229 円	147 円
終	値	268 円	520 円	229 円

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

② 最近6ヶ月間の状況

		2022 年					
		3月	4月	5月	6月	7月	8月
始	値	192 円	181 円	157 円	221 円	229 円	277 円
高	値	200 円	199 円	223 円	253 円	285 円	305 円
安	値	165 円	153 円	147 円	211 円	219 円	276 円
終	値	184 円	158 円	221 円	229 円	276 円	297 円

⁽注) 2022 年8月の株価については、2022 年8月12日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

		2022年8月12日現在
始	値	296 円
高	値	305 円
安	値	293 円
終	値	297 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による募集株式の発行

第一年司司による券条件人(ジガリ				
払 込 期 日	2020年11月25日			
調達資金の額	2,098,500,000 円 (差引手取概算額)			
発 行 価 額	1株につき 345円			
募集時における発行	CO. 04C. 000 Ht			
済 株 式 数	68, 046, 800 株			
当該募集による発行	6 100 000 tt			
株 式 数	6, 100, 000 株			
募集後における発行	74 146 900 #			
済 株 式 総 数	74, 146, 800 株			
割 当 先	株式会社ロコガイド			
発行時における当初	財務基盤強化のための長期借入金の返済資金			
の 資 金 使 途	対			
発行時における支出	2020年12日。2022年6日			
予 定 時 期	2020年12月~2022年6月			
現時点における充当	2020 円 12 月~2022 年 6 月までの当該長期借入金の約定弁済に充当いたし			
状 況	ました。			

・第三者割当による第23回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行

割	当	目	2020年6月22日
発行	厅 新 株 予 約 權	重数	90,000 個
発	行 価	額	本新株予約権1個あたり485円
発彳	テ時におけ	る	2,786,150,000 円 (差引手取概算額)
調達)額	(内訳)新株予約権発行分:43,650,000 円
			新株予約権行使分:2,745,000,000 円

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

îstyle

(差引手取概算額)	発行諸費用の概算額:2,500,000 円
割 当 先	株式会社ワイ
募集時における	68, 043, 800 株
発 行 済 株 式 数	
当該募集による	9,000,000 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
潜在株式数	
現時点における	行使済株式数 0株
行 使 状 況	(行使価格 305円)
現時点における	2022 年 8 月 15 日現在、潜在株式はありません。
潜在株式数	2022年6月13日現任、佰任休氏はめりよせん。
現時点における	
調達した資金の額	0円
(差引手取概算額)	
発行時における	2020年7月から2022年6月
支出予定時期	
現時点における	2021 年6月期第4四半期に当社グループが保有する投資有価証券の売却益
資金の充当状況	1,772 百万円が発生したため、それを第 23 回新株予約権発行時想定してい
	た資金使途へ充当するとともに、不足分は手元資金にて補ったためワイは新
	株予約権を行使しておらず、現時点において資金は充当しておりません。

11. 発行要領 別紙ご参照。

以上

本資料は、当社の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関して一般に公表するための資料で

あり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。 本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大き く異なる可能性があります。





株式会社アイスタイル 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行要項

1. 募集社債の名称 株式会社アイスタイル第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本

新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権の

みを「本新株予約権」という。)

2. 本社債の総額 金25億円

3. 各本社債の金額 金2億5000万円の1種

4. 各本社債の払込金額 金2億5000万円(額面100円につき金100円)

5. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

6. 本新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の 定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはでき

ない。

7. 利率 本社債には利息を付さない。

8. 申込期日 2022年9月6日
 9. 本社債の払込期日 2022年9月6日
 10. 本新株予約権の割当日 2022年9月6日

11. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部を Amazon. com, Inc. に割り当てる。

12. 物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

13. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、 社債管理者は設置されない。

14. 財務上の特約

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

15. 償還の方法

(1) 本社債は、2025年9月6日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

(2) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当する事由が発生したときは、本社債について期限の利益を喪失する(但し、第(1)号乃至第(5)号の場合においては、本社債権者が当社に対して本社債について期限の利益を喪失させる旨の通知をしたときに限る。)。当社は、次の各場合に該当する事由が発生したときは、本社債権者に対し直ちにその旨を通知する。

- (1) 当社が、本要項いずれかの規定に違反し、30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (2) 当社が、本社債権者又はその関係者(「関係者」とは、本社債権者により直接若しくは間接に支配され、本社債権者と直接若しくは間接の共通支配下にあり、又は本社債権者を直接若しくは間接に支配する者をいう。「支配」とは、ある者の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有すること、又はある者の経営及び方針を指示し若しくは指示させる直接若しくは間接の権利を有することをいう。)との間で締結した契約のうち、本号に該当するものとして別途当社が本社債権者と合意したもの(以下「本対象契約」という。)のいずれかにつき、(i)当社がそのいずれかの規定に重要な点において違反し、30日以内にその履行又は是正をしないとき、又は(ii)当社が本対象契約において規定される一方的解約権(被解約当事者の責めに帰すべき事由を問わず、一定の予告期間をおいた通知を行うことのみで契約を解約することができる権利をいう。)を行使したとき。
- (3) 以下のいずれかの事象の効力が発生したとき。なお、本号において、「株券等」とは、株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他これらに転換しうる有価証券を、「子会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される子会社を、「主要子会社」とは、当社の子会社のうち、(i)当社の直前の事業年度に係る監査済みの連結財務諸表(以下本号において「本連結財務諸表」という。)の作成に用いられた当該子会社単体の財務諸表(以下本号において「本単体財務諸表」という。)における当該子会社の総資産の額が、本連結財務諸表における当社の連結総資産の額の10%以上を占める子会社、及び、(ii)本単体財務諸表における当該子会社の売上高が本連結財務諸表における当社の連結売上高の10%以上を占める子会社をそれぞれいう。
 - ① 合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付、その他これらに類する当社を当事者とする取引であって、当該取引の実行直前における当社の普通株式の株主が当該取引の実行直後において保有する存続会社の議決権の存続会社の総議決権に占める割合が、50%以下となるもの。
 - ② ある者が、単独で又は他の者と共同で、当社の議決権の50%超に相当する当社の株券等を取得することとなる一切の取引(単一の取引であると一連の複数の取引であるとを問わない。)。
 - ③ 本連結財務諸表における当社の連結総資産の額の 50%超に相当する当社若しくは当社 の子会社の資産の、売却、賃貸、独占的ライセンス、その他の態様による譲渡(単一の 取引であると一連の複数の取引であるとを問わない。)。

- ④ 主要子会社の株式の売却、譲渡その他の態様による処分であって、その実行の結果として、当社が直接又は間接に保有する当該主要子会社の議決権の当該主要子会社の総議決権に占める割合が、50%以下となるもの。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済 をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しく はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを し、又は取締役会において解散の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算 開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売 (公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又は その他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。
- (9) 当社普通株式が上場されている全ての金融商品取引所においてその上場が廃止されたとき。
- 17. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計10個の本新株予約権を発行する。

18. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当 社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、 当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係 る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(但し、本項第(4)号乃至第(8)号の定 めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但 し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

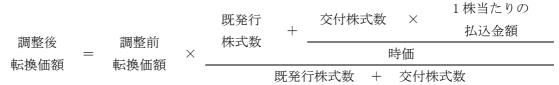
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社 債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる 1 株当たりの額(以下「**転換価額**」という。)は、当初 262 円とする。但し、転換価額は、本項第(4)号 乃至第(8)号の定めるところに従い調整される。

(4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済 普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下 「**転換価額調整式**」という。)をもって転換価額を調整する。





- (5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(7)号②に定**める**時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、 又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株 式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたも のを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株 予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、 交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当 ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについ て、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、そ の日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を

転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものと し、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(15)号の規定を準用する。

調整後転換価額

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨 五入する。
 - ② 転換価額調整式で使用する時価は、本項第(4)号乃至第(8)号に基づき転換価額の調整を 行う原因となる事象に係る公表がなされた日(但し、かかる公表がなされない場合には、 当該事象の効力発生日)に先立つ 30 取引日間の株式会社東京証券取引所における当社 普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。) とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を 四捨五入する。
 - ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための 基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初 めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において 当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至 第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていな い当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社 債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転 換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を 必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換 価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面により その旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な 事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記 通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間 2022年9月7日から2025年9月5日までとする。
- (11) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件 取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債 の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (13) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載して、これに記名押印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(16)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

- (14) 新株予約権の行使請求の効力発生時期 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(16)号記載の行使請求受付場所に到 着した日に発生する。
- (15) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(16) 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社アイスタイル

東京都港区赤坂一丁目 12番 32号 アーク森ビル 34階

19. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社アイスタイル

20. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

- 21. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前まで に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 22. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第20項に定める公告に関する費用
- (2) 第21項に定める社債権者集会に関する費用
- 23. その他
 - (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
 - (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。





株式会社アイスタイル 第 24 回新株予約権 発行要項

- 1. 新株予約権の名称 株式会社アイスタイル第24回新株予約権(以下「**本新株予約権**」という。)
- 2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、43,604,700 株とする (本新株予約権 1 個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社 の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。)する 数(以下「**交付株式数**」という。)は、100 株とする。)

但し、本項第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項乃至第 14 項の規定に従って、行使価額(第 9 項第(2)号に定義する。)の調整を 行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端 数は切り捨てるものとする。

 調整後
 =
 調整前交付株式数×調整前行使価額

 交付株式数
 調整後行使価額

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項乃至第 14 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項乃至第 14 項による行使価額の調整 に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株 予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後 交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日ま でに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の総数 436,047 個

4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり金261円

新株予約権の払込金額の総額 金 113,808,267 円
 申込期日 2022 年 9 月 6 日
 割当日及び払込期日 2022 年 9 月 6 日

8. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、本新株予約権の全部を Amazon. com, Inc. に割り当てる。

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「**行使価額**」という。)は、262円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。



10. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第 11 項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を 生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「**行使価額調整式**」という。) をもって行使価額を調整する。

- 11. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (1) 第 13 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効 力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを 適用する。
 - (3) 第 13 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に 取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若し くは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(4) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与え

. Istyle

るための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会 その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日 の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第20項第(4)号の規定を準用する。

調整前行使価額により

株式数=

(調整前行使価額

調整後行使価額)

× 当該期間内に交付され

た株式数

調整後行使価額

- 12. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- 13. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - (2) 行使価額調整式で使用する時価は、第 10 項乃至第 14 項に基づき行使価額の調整を行う原因となる事象に係る公表がなされた日(但し、かかる公表がなされない場合には、当該事象の効力発生日)に先立つ 30 取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除し、当該行使価額の調整前に、第11項乃至第14項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- 14. 第 11 項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権の新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の 算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 15. 第 10 項乃至第 14 項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- 16. 本新株予約権を行使することができる期間 2022 年 9 月 7 日から 2027 年 9 月 6 日までとする。
- 17. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件 取得の事由及び取得の条件は定めない。
- 18. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

- 19. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則 第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未 満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1) 号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 20. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項に定める行使請求受付場所においてこれを取り扱う。
 - (2) ① 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を 記載して、これに記名捺印した上、第 16 項に定める行使期間中に、第 21 項に定める行使請 求受付場所に提出しなければならない。
 - ② 本新株予約権を行使しようとする場合、本号①の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第22項に定める払込取扱場所の指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第21項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が第22項に定める払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130 条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対 し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- 21. 行使請求受付場所

株式会社アイスタイル

東京都港区赤坂一丁目 12番 32号 アーク森ビル 34階

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店

- 23. その他
 - (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上





株式会社アイスタイル 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行要項

1. 募集社債の名称 株式会社アイスタイル第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本

新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権の

みを「本新株予約権」という。)

2. 本社債の総額 金15億円

3. 各本社債の金額 金2億5000万円の1種

4. 各本社債の払込金額 金2億5000万円(額面100円につき金100円)

5. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

6. 本新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の 定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはでき

ない。

7. 利率 本社債には利息を付さない。

8.申込期日2022年9月6日9.本社債の払込期日2022年9月6日10.本新株予約権の割当日2022年9月6日

11. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部を三井物産株式会社に割り当てる。

12. 物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

13. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、 社債管理者は設置されない。

14. 財務上の特約

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

15. 償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、2025年9月6日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

(2) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当する事由が発生したときは、本社債について期限の利益を喪失する(但し、第(1)号乃至第(5)号の場合においては、本社債権者が当社に対して本社債について期限の利益を喪失させる旨の通知をしたときに限る。)。当社は、次の各場合に該当する事由が発生したときは、本社債権者に対し直ちにその旨を通知する。

- (1) 当社が、本要項いずれかの規定に違反し、30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (2) 当社が、本社債権者又はその関係者(「関係者」とは、本社債権者により直接若しくは間接に支配され、本社債権者と直接若しくは間接の共通支配下にあり、又は本社債権者を直接若しくは間接に支配する者をいう。「支配」とは、ある者の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有すること、又はある者の経営及び方針を指示し若しくは指示させる直接若しくは間接の権利を有することをいう。)との間で締結した契約のうち、本号に該当するものとして別途当社が本社債権者と合意したもののいずれかの規定に重要な点において違反し、30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (3) 以下のいずれかの事象の効力が発生したとき。なお、本号において、「株券等」とは、株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他これらに転換しうる有価証券を、「子会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される子会社を、「主要子会社」とは、当社の子会社のうち、(i)当社の直前の事業年度に係る監査済みの連結財務諸表(以下本号において「本連結財務諸表」という。)の作成に用いられた当該子会社単体の財務諸表(以下本号において「本単体財務諸表」という。)における当該子会社の総資産の額が、本連結財務諸表における当社の連結総資産の額の10%以上を占める子会社、及び、(ii)本単体財務諸表における当該子会社の売上高が本連結財務諸表における当社の連結売上高の10%以上を占める子会社をそれぞれいう。
 - ① 合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付、その他これらに類する当社を当事者とする取引であって、当該取引の実行直前における当社の普通株式の株主が当該取引の実行直後において保有する存続会社の議決権の存続会社の総議決権に占める割合が、50%以下となるもの。
 - ② ある者が、単独で又は他の者と共同で、当社の議決権の50%超に相当する当社の株券等を取得することとなる一切の取引(単一の取引であると一連の複数の取引であるとを問わない。)。
 - ③ 本連結財務諸表における当社の連結総資産の額の 50%超に相当する当社若しくは当社 の子会社の資産の、売却、賃貸、独占的ライセンス、その他の態様による譲渡(単一の 取引であると一連の複数の取引であるとを問わない。)。
 - ④ 主要子会社の株式の売却、譲渡その他の態様による処分であって、その実行の結果として、当社が直接又は間接に保有する当該主要子会社の議決権の当該主要子会社の総議決権に占める割合が、50%以下となるもの。

- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済 をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しく はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを し、又は取締役会において解散の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算 開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売 (公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又は その他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。
- (9) 当社普通株式が上場されている全ての金融商品取引所においてその上場が廃止されたとき。
- 17. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計6個の本新株予約権を発行する。

- 18. 本新株予約権の内容
 - (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当 社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、 当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係 る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(但し、本項第(4)号乃至第(8)号の定 めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但 し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社 債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる 1 株当たりの額(以下「**転換価額**」という。)は、当初 262 円とする。但し、転換価額は、本項第(4)号 乃至第(8)号の定めるところに従い調整される。

(4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済 普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下 「**転換価額調整式**」という。)をもって転換価額を調整する。

 調整後
 =
 調整前
 ×
 既発行
 大付株式数
 +
 交付株式数
 ×
 払込金額

 転換価額
 ×
 株式数
 +
 ・
 時価

. Istyle

既発行株式数 + 交付株式数

- (5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、 又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株 式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたも のを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株 予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、 交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当 ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについ て、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、そ の日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに 当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる 新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合 調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に 付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。) の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通 株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して 算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行さ れる場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基 準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締

役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承 認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(15)号の規定を準用する。

(調整前転換価額-調整後転換価額) ※ 当該期間内に 株式数 = 交付された株式数

調整後転換価額

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨 五入する。
 - ② 転換価額調整式で使用する時価は、本項第(4)号乃至第(8)号に基づき転換価額の調整を 行う原因となる事象に係る公表がなされた日(但し、かかる公表がなされない場合には、 当該事象の効力発生日)に先立つ 30 取引日間の株式会社東京証券取引所における当社 普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。) とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を 四捨五入する。
 - ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための 基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初 めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において 当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至 第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていな い当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社 債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転 換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を 必要とするとき。

- ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換 価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があ るとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面により その旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な 事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記 通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間 2022年9月7日から2025年9月5日までとする。
- (11) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件 取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債 の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (13) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載して、これに記名押印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(16)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

- (14) 新株予約権の行使請求の効力発生時期 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(16)号記載の行使請求受付場所に到 着した日に発生する。
- (15) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(16) 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社アイスタイル

東京都港区赤坂一丁目 12番 32号 アーク森ビル 34階

- 19. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)
 - 株式会社アイスタイル
- 20. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

21. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前まで に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

22. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第20項に定める公告に関する費用
- (2) 第21項に定める社債権者集会に関する費用

23. その他

- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。





株式会社アイスタイル 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行要項

1. 募集社債の名称 株式会社アイスタイル第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下

「**本新株予約権付社債**」といい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株

予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 本社債の総額 金10億円

3. 各本社債の金額 金2億5000万円の1種

4. 各本社債の払込金額 金2億5000万円(額面100円につき金100円)

5. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

6. 本新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しな

い。

なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡すること

はできない。

7. 利率 本社債には利息を付さない。

8.申込期日2022 年 9 月 6 日9.本社債の払込期日2022 年 9 月 6 日10.本新株予約権の割当日2022 年 9 月 6 日

11. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をトリプルフォー投資事業組合に割り当てる。

12. 物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

13. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、 社債管理者は設置されない。

14. 財務上の特約

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

15. 償還の方法

。 Istyle

- (1) 満期償還
 - 本社債は、2025年9月6日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
- (2) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当する事由が発生したときは、本社債について期限の利益を喪失する(但し、第(1)号乃至第(5)号の場合においては、本社債権者が当社に対して本社債について期限の利益を喪失させる旨の通知をしたときに限る。)。当社は、次の各場合に該当する事由が発生したときは、本社債権者に対し直ちにその旨を通知する。

- (1) 当社が、本要項いずれかの規定に違反し、30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (2) 当社が、本社債権者又はその関係者(「関係者」とは、本社債権者により直接若しくは間接に支配され、本社債権者と直接若しくは間接の共通支配下にあり、又は本社債権者を直接若しくは間接に支配する者をいう。「支配」とは、ある者の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有すること、又はある者の経営及び方針を指示し若しくは指示させる直接若しくは間接の権利を有することをいう。)との間で締結した契約のうち、本号に該当するものとして別途当社が本社債権者と合意したもののいずれかの規定に重要な点において違反し、30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (3) 以下のいずれかの事象の効力が発生したとき。なお、本号において、「株券等」とは、株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他これらに転換しうる有価証券を、「子会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される子会社を、「主要子会社」とは、当社の子会社のうち、(i)当社の直前の事業年度に係る監査済みの連結財務諸表(以下本号において「本連結財務諸表」という。)の作成に用いられた当該子会社単体の財務諸表(以下本号において「本単体財務諸表」という。)における当該子会社の総資産の額が、本連結財務諸表における当社の連結総資産の額の10%以上を占める子会社、及び、(ii)本単体財務諸表における当該子会社の売上高が本連結財務諸表における当社の連結売上高の10%以上を占める子会社をそれぞれいう。
 - ① 合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付、その他これらに類する当社を当事者とする取引であって、当該取引の実行直前における当社の普通株式の株主が当該取引の実行直後において保有する存続会社の議決権の存続会社の総議決権に占める割合が、50%以下となるもの。
 - ② ある者が、単独で又は他の者と共同で、当社の議決権の50%超に相当する当社の株券等を取得することとなる一切の取引(単一の取引であると一連の複数の取引であるとを問わない。)。
 - ③ 本連結財務諸表における当社の連結総資産の額の 50%超に相当する当社若しくは当社 の子会社の資産の、売却、賃貸、独占的ライセンス、その他の態様による譲渡(単一の 取引であると一連の複数の取引であるとを問わない。)。

- ④ 主要子会社の株式の売却、譲渡その他の態様による処分であって、その実行の結果として、当社が直接又は間接に保有する当該主要子会社の議決権の当該主要子会社の総議決権に占める割合が、50%以下となるもの。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済 をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しく はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを し、又は取締役会において解散の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算 開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売 (公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又は その他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。
- (9) 当社普通株式が上場されている全ての金融商品取引所においてその上場が廃止されたとき。
- 17. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計6個の本新株予約権を発行する。

18. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当 社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、 当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係 る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(但し、本項第(4)号乃至第(8)号の定 めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但 し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社 債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる 1 株当たりの額(以下「**転換価額**」という。)は、当初 262 円とする。但し、転換価額は、本項第(4)号 乃至第(8)号の定めるところに従い調整される。

(4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済 普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下 「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。



 調整後
 =
 調整前
 +
 交付株式数 × 払込金額

 転換価額
 *
 株式数 時価

 販発行株式数 + 交付株式数

- (5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、 又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株 式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたも のを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株 予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、 交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当 ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについ て、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、そ の日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交

付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(15)号の規定を準用する。

(調整前転換価額-調整後転換価額) 株式数 = 調整後転換価額) 対対対して 対対対して 対対対して 対対対して 対対対して 対対が対して 対対が対して で付された株式数

調整後転換価額

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨 五入する。
 - ② 転換価額調整式で使用する時価は、本項第(4)号乃至第(8)号に基づき転換価額の調整を 行う原因となる事象に係る公表がなされた日(但し、かかる公表がなされない場合には、 当該事象の効力発生日)に先立つ 30 取引日間の株式会社東京証券取引所における当社 普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。) とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を 四捨五入する。
 - ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための 基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初 めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において 当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至 第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていな い当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のため に転換価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転 換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を 必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換 価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面により その旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な 事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記 通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間 2022年9月7日から2025年9月5日までとする。
- (11) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件 取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債 の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (13) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載して、これに記名押印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(16)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

- (14) 新株予約権の行使請求の効力発生時期 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(16)号記載の行使請求受付場所に到 着した日に発生する。
- (15) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(16) 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社アイスタイル

東京都港区赤坂一丁目 12番 32号 アーク森ビル 34階

19. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社アイスタイル

20. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

- 21. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前まで に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 22. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第20項に定める公告に関する費用
- (2) 第21項に定める社債権者集会に関する費用
- 23. その他
 - (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
 - (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。





株式会社アイスタイル 第 25 回新株予約権 発行要項

- 1. 新株予約権の名称 株式会社アイスタイル第25回新株予約権(以下「**本新株予約権**」という。)
- 2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、7,000,000 株とする (本新株予約権 1 個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社 の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。)する 数(以下「**交付株式数**」という。)は、100株とする。)

但し、本項第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項乃至第 14 項の規定に従って、行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。) の調整を 行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端 数は切り捨てるものとする。

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項乃至第 14 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項乃至第 14 項による行使価額の調整 に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株 予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後 交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日ま でに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の総数 70,000 個

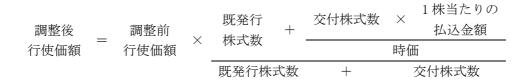
4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり金261円

新株予約権の払込金額の総額
 金18,270,000円
 申込期日
 2022年9月6日
 割当日及び払込期日
 2022年9月6日

8. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、本新株予約権の全部を株式会社ワイ に割り当てる。

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「**行使価額**」という。)は、262円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。
- 10. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第11項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「**行使価額調整式**」という。)をもって行使価額を調整する。



- 11. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (1) 第 13 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - (3) 第 13 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に 取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若し くは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(4) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会

その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第20項第(4)号の規定を準用する。

調整前行使価額により (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 当該期間内に交付され た株式数

調整後行使価額

- 12. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- 13. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (2) 行使価額調整式で使用する時価は、第 10 項乃至第 14 項に基づき行使価額の調整を行う原因となる事象に係る公表がなされた日(但し、かかる公表がなされない場合には、当該事象の効力発生日)に先立つ 30 取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除し、当該行使価額の調整前に、第11項乃至第14項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- 14. 第 11 項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権の新 株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の 算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 15. 第 10 項乃至第 14 項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 16. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年9月7日から2027年9月6日までとする。

17. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

18. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

- 19. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則 第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未 満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1) 号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 20. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項に定める行使請求受付場所においてこれを取り扱う。
 - (2) ① 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を 記載して、これに記名捺印した上、第 16 項に定める行使期間中に、第 21 項に定める行使請 求受付場所に提出しなければならない。
 - ② 本新株予約権を行使しようとする場合、本号①の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第22項に定める払込取扱場所の指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第21項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が第22項に定める払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130 条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対 し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- 21. 行使請求受付場所

株式会社アイスタイル

東京都港区赤坂一丁目 12番 32号 アーク森ビル 34階

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店

- 23. その他
 - (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上